

(仮称)あつみ第二風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2021年4月

中部電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	10

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

2021年2月2日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

2021年2月2日（火）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。〔別紙1参照〕

- ・中日新聞（朝刊 17面 東三河版）
- ・中日新聞（朝刊 14面 知多版）
- ・朝日新聞（朝刊 18面 愛知全県版）
- ・毎日新聞（朝刊 23面 愛知全県版）
- ・読売新聞（朝刊 23面 愛知全県版）

② インターネットの利用による公表

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ウェブサイト（2021年2月1日（月）より）〔別紙2参照〕

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係市町の施設7箇所において縦覧を実施した。

当社ウェブサイトにおいてインターネットの利用により公表した。

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
関係市町の施設	田原市役所 (愛知県田原町南番場 30-1)	2021年 2月2日(火) ～ 2021年 3月4日(木) まで	午前8時30分 ～ 午後5時15分	土曜日、日曜日及び 祝日は除く。
	田原市役所 渥美支所 (愛知県田原市古田町岡ノ越 6-4)			
	田原市 小中山総合会館 (愛知県田原市小中山町新田一本松下 132-1)		午前9時00分 ～ 午後3時30分	
	田原市 中山市民館 (愛知県田原市中山町神明前 146-1)			
	南知多町役場 環境課 (愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18)		午前8時30分 ～ 午後5時15分	
	南知多町 日間賀島サービスセンター (愛知県知多郡南知多町日間賀島字永峯 18)		午前9時00分 ～ 午後4時00分	
	南知多町 篠島開発総合センター (愛知県知多郡南知多町篠島字浦磯 3-3)			
インターネットの利用による公表 当社ウェブサイト (https://www.chuden.co.jp/)			縦覧期間中常時	—

なお、インターネットの利用による公表〔別紙3参照〕については、縦覧期間終了後も2021年3月18日(木)まで閲覧可能とした。

(4) 縦覧者数

① 縦覧者数

縦覧場所における縦覧者数は、1名であった。

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

当該ウェブサイトへのアクセス件数(2021年3月18日までの延べ件数)は、1,124件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(1) 開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。

開催日時	開催場所	来場者数
2021年2月18日(木) 19:00～20:10	田原市 小中山総合会館 (愛知県田原市小中山町新田一本松下 132-1)	46名
2021年2月20日(土) 14:00～15:00	南知多町総合体育館 第2会議室 (愛知県南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘 5)	3名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2021年2月2日（火）から2021年3月18日（木）（縦覧期間及びその後2週間）までとした。

なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。〔別紙4参照〕

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、3通（意見の総数は67件）であった。

日刊新聞に掲載した公告内容

○2021年2月2日(火)掲載

- ・中日新聞(朝刊 17面 東三河版)
- ・中日新聞(朝刊 14面 知多版)
- ・朝日新聞(朝刊 18面 愛知全県版)
- ・毎日新聞(朝刊 23面 愛知全県版)
- ・読売新聞(朝刊 23面 愛知全県版)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称 あつみ第一風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。 令和三年二月三日

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 中部電力株式会社
 代表者 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾
 所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地

二、対象事業の名称、種類及び規模
 名称(仮称) あつみ第一風力発電事業
 種類 風力(陸上)

三、規模 発電設備出力 最大二万二千キロワット
 対象事業が実施されるべき区域
 愛知県田原市小中山町地内

四、関係地域の範囲
 田原市、南知多町

五、方法書の総覧の場所、期間及び時間
 (一)総覧の場所
 ①田原市役所 ②田原市役所産業支所 ③田原市小中山総合会館 ④田原市中山市民館 ⑤南知多町役場環境課 ⑥南知多町産業開発総合センター ⑦南知多町日置島サービスセンター

(二)総覧期間
 令和三年二月三日(火)から令和三年三月四日(木)(土・日・祝日を除く)

(三)総覧時間
 ①②③八時二十分から十七時十五分まで ④⑤九時から十五時三十分まで ⑥⑦九時から十八時まで

(四)電子総覧
 令和三年二月三日(火)から令和三年三月十八日(木)まで
https://www.chuden.co.jp/publicity/topics/120377_3285.html

六、説明会の開催日時及び開催場所
 ア、田原市 令和三年二月十八日(木)
 ・場所 田原市小中山総合会館
 イ、南知多町 令和三年二月二十日(土)
 ・日時 午後二時から午後三時三十分まで
 ・場所 南知多町総合体育館第一会議室

七、意見書の提出について
 当該方法書について環境保全の見地からのご意見ををお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投入していただくか、または書簡にて郵送によりお寄せ下さい。

(一)意見書への記載事項
 ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ・意見書の提出の対象である方法書の名称
 ・方法書について環境保全の見地からの意見(意見の理由を含めて記載して下さい)

(二)提出期限
 令和三年三月十八日(木)郵送の場合、当日消印有効

(三)郵送先
 左記の問い合わせ先

八、問い合わせ先
 〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町一番地
 中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー
 企画室 風力・太陽光開発グループ
 電話 〇五二一九七三・二二四九

当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (1)

○2021年2月1日より掲載

プレスリリース

**(仮称) あつみ第二風力発電事業に係る環境影響評価方法書の届出・送付
および縦覧・説明会の実施について**2021年02月01日
中部電力株式会社

印刷

記事をシェアする   

当社は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書) およびこれを要約した書類(以下、要約書)を経済産業大臣に届出するとともに、愛知県知事、田原市長、南知多町長へ送付いたしました。

今回の方法書は、本事業における計画段階環境配慮書の手続きまでのご意見を踏まえて、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記載したものです。

方法書および要約書は、2021年2月2日～3月4日まで縦覧するとともに、その内容について2月18日および20日に説明会を開催いたします。また、縦覧期間中は、方法書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができます。詳細は、「方法書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催」(別紙)をご参照ください。

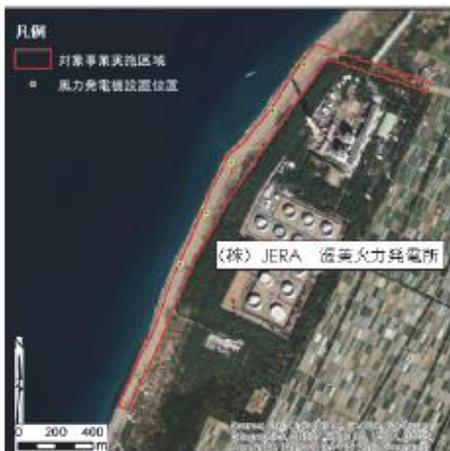
本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めてまいります。

(仮称) あつみ第二風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ**1 事業計画の概要**

事業の名称	(仮称) あつみ第二風力発電事業
原動力の種類	風力(陸上)
出力	発電機の高数：最大5基 (単機出力最大4,200kW程度) 総発電出力：最大21,000kW
対象事業実施区域	愛知県田原市小中山町地内

2 対象事業実施区域

当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (2)



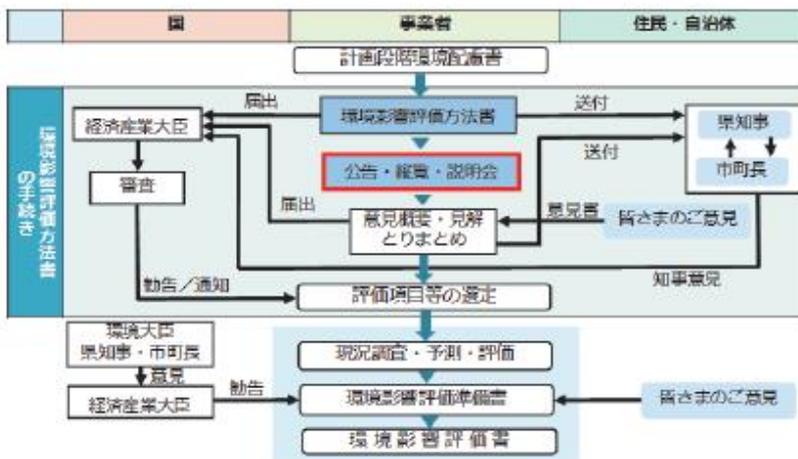
愛知県田原市小中山町

(注) 国土院の電子地形図(タイル)に実施想定区域の位置を追記して掲載。

3 環境影響評価の流れ

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価を行うとともに、環境の保全に対する措置について検討を行うものです。

今回の方法書の縦覧は、以下の図の赤枠で示した段階のものであり、今後、経済産業大臣、愛知県知事、田原市長、南知多町長、皆さまのご意見をお聴きした上で、環境影響評価準備書以降の手続きに反映します。



別紙

☑ [方法書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催](#)

以上

別紙

方法書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催

1 方法書の縦覧方法

(1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間(注)	↑

当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (3)

田原市役所	愛知県田原市田原町高番場30-1	8時30分～17時15分
田原市役所渥美支所	愛知県田原市古田町岡ノ越6-4	8時30分～17時15分
田原市小中山総合会館	愛知県田原市小中山町新田一本松下132-1	9時～15時30分
田原市中山市民館	愛知県田原市中山町神明前146-1	9時～15時30分
南知多町役場環境課	愛知県知多郡南知多町大字豊岡ヶ坪18	8時30分～17時15分
南知多町日聞賀島サービスセンター	愛知県知多郡南知多町日聞賀島字永峯18	9時～16時
南知多町葎島開発総合センター	愛知県知多郡南知多町大字葎島浦灘3-3	9時～16時

(注) いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。

(2) 縦覧期間

2021年2月2日（火曜日）から2021年3月4日（木曜日）

(3) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて2021年2月2日（火曜日）9時から2021年3月18日（木曜日）17時40分までの間、方法書をご覧ください。

▶ [2021年2月1日当社お知らせ「\(仮称\)あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について](#)

2 意見書の提出方法

方法書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書籍にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

(1) 意見書への記載事項

氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

意見書の提出の対象である方法書の名称

方法書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

(2) 意見書の提出期限

2021年3月18日（木曜日）まで（郵送の場合、当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒461-8680

名古屋市区東新町1番地

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

企画室 風力・太陽光開発グループ

3 説明会の開催

方法書の内容について、次のとおり説明会を開催いたします。

開催会場	開催日時
田原市小中山総合会館 和室 (愛知県田原市小中山町新田一本松下132-1)	2021年2月18日（木曜日）19時～20時30分
南知多町総合体育館 2階会議室 (愛知県知多郡南知多町大字豊岡ヶ坪5)	2021年2月20日（土曜日）14時～15時30分

受付および開場は、説明会開始15分前から行います。

新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、予定を変更する場合、当社ホームページに掲載いたします。

▶ [当社ホームページ「お知らせ」](#)

【方法書に関するお問い合わせ先】

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

企画室 風力・太陽光開発グループ

Tel: 052-973-2249

（土曜・日曜・祝日は除く、9時から17時30分まで）

当社ウェブサイトに掲載した方法書の内容

○2021年2月2日（火）から2021年3月18日（木）まで掲載



お知らせ

「（仮称）あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

2021年02月02日
中部電力株式会社

印刷

記事シェアする   

「（仮称）あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）およびこれを要約した書類（以下、「要約書」）を、環境影響評価法に基づき、以下のとおり公表いたします。

方法書および要約書は、2021年2月2日（火曜日）から3月18日（木曜日）まで閲覧することができます。なお、印刷およびダウンロードはできません。

環境影響評価方法書のあらましについては、印刷およびダウンロードいただけます。

個人の私的利用等著作権法によって認められた場合を除き、著作権者およびその他の権利者の許諾を得ることなく、複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの転載などを行うことは著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

閲覧時のブラウザは、Internet Explorerをご利用ください。

[表紙・目次 \[PDF: 271KB\]](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \[PDF: 264KB\]](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容 \[PDF: 7,199KB\]](#)

[第3章 対象事業実施区域及び仔の周囲の概況（自然的状況） \[PDF: 19,770KB\]](#)

[第3章 対象事業実施区域及び仔の周囲の概況（社会的状況） \[PDF: 15,206KB\]](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 \[PDF: 9,815KB\]](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 \[PDF: 3,925KB\]](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 \[PDF: 17,016KB\]](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項 \[PDF: 13,150KB\]](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \[PDF: 303KB\]](#)

[要約書 \[PDF: 23,267KB\]](#)

[環境影響評価方法書のあらまし \[PDF: 672KB\]](#)

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書を2021年3月4日（木曜日）までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、2021年3月18日（木曜日）までに郵送（当日消印有効）によりお問い合わせ先へお寄せください。

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

[意見書様式（PDF形式） \[PDF: 244KB\]](#)

[意見書様式（WORD形式） \[PDF: 18KB\]](#)

お問い合わせ先（意見書の郵送先）

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 企画室 風力・太陽光開発グループ
〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地
Tel: 052-973-2249（土曜日・日曜日・祝日を除く、9時から17時30分まで）

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境保全の見地からの意見は66件であった。また、環境保全の見地以外からの意見が1件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画・環境全般

	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1 知事意見「公表する図書について印刷できるように」を実施すべき 配慮書への知事意見「インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。」に対する見解は“「あらし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧および印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。” p333 とあるが、この「あらし」はたった4ページ(672kB)のチラシ程度のものであり、環境影響評価項目の選定表があるだけで、最終ページの参考では、環境影響評価の手続きが示してあるだけで、大事な調査、予測、評価手法がなく、これだけで意見を出すことはできない。「要約書」でも98ページ(23,267KB)、「評価書1」は378ページ(86,919KB)あることと比べ、印刷可能という「あらし」は知事意見に従ったようなものではない。</p> <p>今回の方法書の「電子縦覧について」というプレスリリースでは“方法書および要約書は…印刷及びダウンロードはできません。”と明記してあり。事実その通り、印刷もダウンロードもできず、意見作成は非常に手間取り、方法書を印刷・ダウンロードできないことにこだわるのなら、その理由を明記すべきである。</p> <p>県環境影響評価審査会 知多火力発電所部会 会議録(2020年11月20日)でも、【田代委員】が「インターネットにおける閲覧中は、Webにアクセスし続ける必要があり、利便性が低い。住民意見を取り込むような形で改善していただきたい。」と発言し、【大石部会長】も「私からも事業者に協力をお願いしたい。」と念押しされている。</p> <p>他の環境影響評価事業では全て印刷・ダウンロードができるが、発電事業だけがこうした秘密主義をとっている。その理由は2013年8月6日の西名古屋火力評価書で「図書の無断複製、無断引用等の著作権や知的財産に関する問題が生じないように留意する必要がある」であったが、批判を受け、2016年12月22日武豊火力準備書では、「目的外利用」に変わった。準備書での見解は“当社が「著作権」を有しており、環境の保全の見地からの意見書作成という目的以外での利用を防止するため…コピーや印刷は不可とさせていただきます。…目的外利用の例としましては、環境影響評価図書のノウハウ集の発行や、環境影響評価図書の図面・地図等の無断複製、引用等を懸念しております。”とあるが、目的外利用の具体的事例があったのなら示すべきとの意見には正確に答えていない。なお、著作権侵害により名誉棄損や金銭被害があれば、著作権者として事業者が侵害行為の差止・損害賠償・名誉回復・不当利得の返還の措置の請求をすればよく、また、侵害者を処罰したければ告訴する制度になっており、余分な心配をして住民の意見書作成目的を妨害するような「印刷不可」という姿勢の継続をやめるべきである。と指摘した。このため、2017年6月28日には準備書に対する知事意見で「計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する評価書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。」と3度目の指摘がされている。</p> <p>こうした経過に続き、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業の配慮書に対しても、愛知県知事意見2016年9月21日で“方法書以降の図書の作成…インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民との理解促進及び利便性の向上に努めること。”と厳しく具体的に指摘された。事業者の見解は“図書の一部について印刷できるようにする”と一見素直に対応したかのような表現であるが、方法書では印刷できるのは6ページの「方法書のあらし」だけであった。準備書でも同様であったため、2019年3月8日の準備書への知事意見は“計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する評価書等について、印刷できるようにすることや、…縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすること…”であった。こうした悪質な態度は改め、縦覧方法を改善すべきである。</p> <p>このように、知事意見を何度も無視するような企業は、悪質事業者としか言いようがなく、このような事業者が新たに事業を行うこと自体が問題であると言わざるを得ない。</p>	<p>方法書及びその要約書は、当社が作成した著作物であり、当社のノウハウや技術を含んでいることから、環境保全の見地からの意見書作成という目的以外での利用を防止するため、期間を限定した公表として、コピーや印刷は不可とさせていただきます。</p> <p>ご指摘のありました「ノウハウ集の発行や図面・地図等の無断複製・引用等」の事実について、これまでにおいて確認されておりませんが、お示しした内容は目的外利用の一例であり、当社が把握しきれない形での引用、他社が環境影響評価手続きをする際に参考情報として活用されることも想定しており、環境影響評価図書のコピーや印刷を可とすることで、当社のノウハウや技術が流出することによる競争力の低下を懸念しております。</p> <p>なお、方法書の手続きでは、あらしの印刷に加え、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)で求められている縦覧期間が終了した後も、意見書提出締切までの2週間、インターネットでの閲覧を可能としました。</p> <p>引き続き、当社の過去の環境影響評価手続きにおけるこれまでのご意見も踏まえ、住民等の皆さまの理解促進及び利便性に配慮した施策を検討してまいります。</p>

	意見の概要		事業者の見解	
2	<p>2 知事意見「縦覧期間後も引き続き閲覧できるように」を実施すべき</p> <p>配慮書への知事意見「縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすること」に対する見解は「「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧および印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。」p333 とあるが、閲覧するだけなら著作権の問題も発生せず、直ちに実行可能なはずである。直ちに実行しない理由も明らかにされていない。</p> <p>間違っても要約版だけを永久縦覧します、というような姑息な手段をとるべきではない。</p> <p>少なくとも環境省の環境影響評価情報支援ネットワークで「法に基づく縦覧期間が終了した環境影響評価図書について、事業者の協力を得て掲載しています」の制度を活用すべきである。最近の実例は表（省略しないこと。風力発電でもほとんどがこの制度を利用している具体的事例）のとおりである。</p>	3	<p>3 事業者の見解は内容を丁寧に</p> <p>配慮書に対する経済産業大臣、愛知県知事、田原市長、一般の意見に対する事業者も見解は、全体として意見を繰り返し、意見されたことを「努めます」「検討します」というだけで、意見を真剣にとらえて検討した結果がない。しかも、見解後半は「～については第〇章～に記載しました」と必要のない言葉がある。</p> <p>準備書からは「～については～～～と考え、そのことを～に記載しました」と意見に対する見解を具体的に述べ、本文を見なくても、対応がわかるようにすべきである。印刷・ダウンロードできないような図書であれば、なおさら見解は内容を丁寧に記載すべきである。</p> <p>また、本研究委員会の配慮書への意見のうち重要な図表・地図を全て省略し、見解の最後の欄外に「※意見の概要中の図表については、省略させていただきました。」p351 とあるだけだが、少なくとも、その理由を記載すべきである。意見を理解するために必要な最小限の図表を記載したつもりであり、それを省略するようなことでは、意見内容を知られたくない意図があるともとれるし、今回の方法書もコピー・ダウンロードできず、縦覧期間後は削除される予定であるため、重要な証拠として残しておく必要がある。</p> <p>なお、見解“頂いたご意見は原文のとおり記載いたしました。”p336 も反することになる。誤字や事実誤認と思われる記述が含まれていても、あえて訂正せずに記載するという意味がある。</p>	<p>当社ウェブサイトでの公開だけでなく、環境省による環境影響評価図書の公開につきましても、長期間閲覧できる状況下に置くことで、ノウハウ、技術が流出する機会・リスクが高まるため、環境影響評価手続きの中で期間を限定した閲覧とさせていただきます。</p>
4	<p>4 環境保全上の意見（印刷・ダウンロード、縦覧期間後の公開）</p> <p>一般の意見の概要 p335 で“環境の保全の見地からの意見は 69 件であった。…また、意見書には…環境の保全の見地以外からの意見が 3 件あった。”と区別し、①印刷・ダウンロードもできない ②せめて縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開を ③安全対策を追加すべきである。の 3 点が、見解の最後に p352,p353、どうでもいいような扱いで記載されているが、しかし、①、②は愛知県知事も同じ意見を示している p332。この 2 項目は「環境の保全の見地からの意見」であることは、発電所アセス省令第十二条（関係地方公共団体及び一般からの意見聴取）「…配慮書について、関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。」、愛知県環境影響評価条例第四条の七（配慮書についての知事の意見等）「 知事は…配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。」の規定でも明らかであり、事業者も 1. 事業計画の見直し、2. 全般的事項。3. 騒音及び超低周波音、風車の影、4. 水質、5. 動物、植物および生態系、6. 景観、7. その他で、一括して扱い、見解を述べている。なぜ、一般の意見だけが“環境の保全の見地以外からの意見”と特別扱いされるのか。とりあえずは見解がのべているからいいとしても、放置すれば、環境の保全の見地以外からの意見があったので、無視する、意見の紹介もしないということが起こり得るので、事業者の現時点での見解を求める。</p>	<p>準備書においては、意見に対する当社の見解を具体的に記載するよう努めます。</p> <p>また、配慮書に対するご意見に掲載された図表について、配慮書第 2 章「2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積」の「2.事業実施想定区域の設定の検討経緯」は方法書第 7 章「7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等」の「1.事業実施想定区域の設定の検討経緯」に転記し、配慮書第 4 章は方法書第 4 章に転記しております。一方、他事業者の環境影響評価図書、新聞等の文献その他の資料から複写したと想定される図表については、当社が著作権を有していないことから、本事業の環境影響評価図書への記載は控えさせていただきます。</p> <p>配慮書における環境保全の見地からの意見は、意見の内容から環境保全の見地以外の意見として分類いたしました。</p> <p>頂いたご意見を踏まえ、今後、環境影響評価図書の縦覧に対するご意見は、環境保全の見地からの意見として分類いたします。</p> <p>また、今後の環境影響評価手続きにおいても、環境の保全の見地以外からの意見を含め真摯に対応してまいります。</p>		

	意見の概要		事業者の見解
5	<p>4 環境の保全上の意見（安全対策）</p> <p>一般の意見の概要 p335 で“意見書には…環境の保全の見地以外からの意見が3件あった。”とし、①印刷・ダウンロードもできない ②せめて縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開を ③安全対策を追加すべきである。の3点が、見解の最後に p352,p353、どうでもいいような扱いで記載されているが、しかし、③安全対策を追加すべきに対する見解は“環境影響評価は…設備の安全性や災害による評価は含まれていません。設備の安全性確保に当たっては、今後の設備設計、許認可手続きの中で行い、…関係法令等を遵守した設備設計や運用方法について検討していきます。” p353 とあるが、少なくとも事業計画には安全対策を含むべきである。</p> <p>電気事業法では、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令で、風車について、構造上安全、公害等の防止。などが定められており、この方法書で記載する「公害の防止」までも技術基準の審査対象となっている。また、第46条の5で方法書を経済産業大臣に届け出なければならぬし、第46条の8により、経済産業大臣は必要な勧告をすることができる。準備書、評価書も同様である。</p> <p>こうした仕組みになっている以上、方法書では電気事業法で審査する安全対策の概要ぐらいは事業計画で示し、関係地方公共団体、一般からの意見を受け付けるようにすべきである。</p> <p>現に、日本で台風、強風、落雷による塔の倒壊や羽根（ブレード）の破損が発生している。特に田原市内の細谷発電所の2014年2月ブレード1枚破損の事例などを紹介し、安全対策を記載した1項目を設けるべきである。</p> <p>また、2018年の「台風20号の影響で北淡震災記念公園（兵庫県淡路市小倉）横の風力発電用の風車が倒壊。風車は風速60mまで耐えられる構造で、強風時には羽根の角度を変えて風を逃すことができる。担当者は「（角度を変える）安全装置は使える状態にあった」としているが、倒壊時に角度が変わっていたかは「不明」という（産経新聞2018.8.28）。」</p> <p>2020年には鹿児島南さつま市で、風力発電施設の羽根折れると、NHKのヘリコプターから撮影した映像が放映され、「複数立ち並んでいる風力発電施設のうち1基では、3枚の羽根のうち、2枚が折れている。」（NHK NEWSWEB 2020年9月7日12時38分）という状況なども調査し、記載すべきである。宮古島でも倒壊した事例がある。2003年9月の台風14号で沖縄電力所有の6基のうち3機が倒壊、2機がブレード破損、1機がナセル損傷の被害を受けている（沖縄電力HP）。</p>	<p>「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく工事計画届出には、設備の安全対策だけでなく、環境影響評価書に記載されたとおりに工事を行うことが工事計画の認可等の条件となっており、環境保全に係る措置の適切な実施についても、国が審査することとされております。</p> <p>最新の知見に基づく安全対策や環境保全措置を含めた総合的かつ専門的な審査により、事業計画を客観的に評価されるものと考えております。</p>	
6	<p>5 知事意見の事業計画の見直しを</p> <p>知事意見の1番目に「本配慮書は…事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分…事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、重大な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画の見直しを行うこと。」に対する見解は“調査及び予測結果を踏まえ、風力発電機の機種、基数、配置計画及び改変区域等の見直しを含めて検討していきます。” p330 と、意見の配慮書段階での事業計画の不備を指摘されている。ところが、配慮書はそのまま、今回の方法書に従って調査、予測、評価をして、配置計画及び改変区域等の見直しを含めて検討だけするというもので、知事意見に従って事業計画を見直し方法書を作成したものではない。</p> <p>ちなみに、2021年1月13日から縦覧を始めた「新田原風力発電所」の方法書では、対象事業実施区域が配慮書の“田原市緑が浜及び白浜内：342.4ha”から、方法書“田原市緑が浜：232.5ha”だけと減少している。3週間遅れて2月2日から縦覧を開始した「あつみ第2風力発電所」でもこの程度の削減はすべきである。</p>	<p>配慮書に対する経済産業大臣意見、愛知県知事意見や法規制状況を踏まえ、B案（砂浜部）を選定することとしました。これにより、配慮書段階の事業実施想定区域面積は約39haに対し、方法書では対象事業実施区域面積は約22haに縮小（約4割削減）しています。</p> <p>今後、現地調査及び予測結果を踏まえ、風力発電機の機種、基数、配置計画及び改変区域等の事業計画の見直しを含めて検討し、専門家等の指導・助言を仰ぎながら事業の実施に伴う環境への影響をできる限り回避又は低減するよう検討していきます。</p>	

意見の概要	事業者の見解
<p>7 6 一般意見の計画断念に対応を 配慮書への意見 64『*事業実施想定区域は、風力発電が乱立するので計画断念を：事業実施想定区域は、田原市小中山町地内の約39haであるが、(株) JERA の渥美火力発電所（2019年4月に中部電力(株)から移管）の海側の保安林内又は砂浜で最大5基…内陸側には「あつみ風力発電所」2基が建設中…既設の「渥美風力発電所」の7基、南側に計画されている「田原中山風力発電所」6基…渥美半島の西側の北半分は風力発電機20基が隙間なく並び立つことになる。景観上も問題を抱え、サシバ、アサギマダラの渡りの方向に直面することで、バードストライク等を頻発させるような計画は断念すべきである。』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、景観およびバードストライク等への影響を予測・評価し、環境保全措置を検討します。” p342とある。しかし、渥美半島の先端に風力発電機20基が乱立するので配慮書段階で計画断念を求めたものであり、方法書の後の準備書等で予測・評価しても、解決できない。 また、左図が省略され、配慮書はもう閲覧表示できなくなっているが、配慮書段階で事業者が、風力発電機の乱立を充分承知していた貴重な証拠として、写真撮影して配慮書のページまで記載したものであり、これこそが意見の主題でもある。今回は省略しないことを求める。</p>	<p>景観及びバードストライク等への影響については、今後、周辺の既設風力発電所、建設中及び計画中の風力発電所を含めて情報収集に努め、累積的な影響を予測・評価することで、環境保全措置を検討していきます。 また、配慮書第2章の「第2.2-2 図(1) 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況（広域）」については、方法書第2章の「第2.2-10 図 既設、建設中及び計画中の風力発電事業の位置」として記載しております。</p>
<p>8 7 渥美風力発電所は田原市ガイドライン違反？ 配慮書への意見 65『環境保全上の配慮が必要な場所』 p17で、“渥美福寿園”から600mの円があり「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」を守れるように斜線が記載してある。このために、今回のあつみ第2風力の事業実施想定区域は南側が少し削ってある。…しかし、その南側の渥美風力発電所の5基のうち、北側2基が、“渥美福寿園”から600mの範囲内にあり、明らかに「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」に反している。…田原市としては何らかの指導、要請は行ったのか。』に対する見解は“渥美風力発電所に関しては、他事業者の事業であることから、田原市からの指導、要請については、承知しておりません。” p350とある。しかし、田原市のガイドラインの取り扱いで何らかの特例があり、それを今回も適用できるかもしれないなら、事業者として密接に関係するので、田原市に紹介した結果を記載すべきである。 また、下図が省略され、配慮書はもう閲覧表示できなくなっているが、事業者が渥美福寿園は「住宅等」に該当し、そこから600mは事業区域から除外するとしたことが判明する図（配慮書 p17）であり、その600m圏内に、渥美風力発電所の5基のうち、北側2基が存在することを事業者が承知していたことを証明するもの（配慮書 p18）として、写真撮影して配慮書のページまで記載したものであり、これこそが意見の主題でもある。今回は省略しないことを求める。</p>	<p>「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」は、2012年5月1日に施行されたものです。一方、渥美風力発電所の運転開始時期は2006年12月（日本風力開発株式会社ウェブサイト、2021年3月閲覧）であることから、渥美風力発電所の建設時に「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」は、策定されていなかったものと推察します。 また、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」について、風力発電施設の設置に伴う特例は確認しておりません。 なお、本事業の実施に当たっては、田原市等の関係行政と協議しながら、できる限り環境への影響を回避又は低減するよう事業計画について検討していきます。 また、配慮書第2章「2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積」の「2.事業実施想定区域の設定の検討経緯」については、方法書第7章「7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等」の「1.事業実施想定区域の設定の検討経緯」に転記しております。</p>
<p>9 8 複数案はあまりにも安易 配慮書への意見 66『事業実施想定区域の絞り込みで、①位置で“法令等の制約及び環境保全上の配慮が必要な場所等を踏まえ、現時点で風力発電機等の配置、工事用資材及び風力発電機等の搬入路を包含するよう設定した”として“A案、B案の2案を想定した。” p19とあるが、法令等の制約の中で許された区域のうちで、渥美火力の海側の2地域を選んだだけであり、あまりにも安易であり、複数案といえるようなものではない。』に対する見解は“「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（環境省…）によれば、「複数案とは、事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案」と示されており、本事業の目的が達成可能な2案を設定しました。” p350とあるが、右図を見ればわかるように、あまりにも安易、限定的な2案であることが明白である。その程度の複数案検討であったという証拠である。そのためにも意見の概要で省略された右図は復活を求める。</p>	<p>配慮書第2章「2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積」の「3.複数案の設定等について」に示した図については、方法書第7章「7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等」の「2.複数案の設定等について」に転記しております。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>109 複数案のゼロ・オプションを設定すべきに回答を 配慮書への意見 67『本事業は、風力発電事業の実施を目的としており、ゼロ・オプションの検討は現実的ではないと考えられることから…ゼロ・オプションを設定しない。』p19 とあるが、“現実的ではない”の理由がわからない。発電所アセス省令では「第 3 条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、…複数の案を適切に示すものとする。2 …複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。」と明記してある。…あつみ風力発電所 2 台の風力発電機の実績から…稼働状況、発電量から得られた収入を、初期投資、年間維持費などと比較し、大型化した高効率の 5 基の発電が可能かどうかをまず示すべきである。むしろゼロ・オプション（この地区の風力発電の撤退）の複数案も含めて検討すべきである。』に対する見解は“ゼロ・オプションについては、当社の考えは配慮書に示すとおりです。方法書以降の手続きにおいて、適切な環境保全措置を検討していきます。” p350 であるが、意見の主旨は、配慮書段階でゼロ・オプションを含めて事業の妥当性を求めるものである。このまま準備書で環境保全措置を検討しても、形だけのものになる。ゼロ・オプションを設定すべき、の意見に誠実な回答をすべきである。</p>	<p>発電事業は、計画段階において既に事業の必要性を十分検討した上で配慮書手続きを行うことから、配慮書手続きにおいて、必ずしも事業を実施しない案は現実的ではないと考えます。「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）（以下、「発電所アセス省令」という。）第 3 条第 2 項においても、「複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。」とされており、 なお、あつみ風力発電所の稼働状況、発電量から得られた収入、初期投資、年間維持費等については、経営に関わる機微情報であることから、公表は差し控させていただきます。</p>
<p>11 10 複数案の A 案は森林法の保安林解除が不可能だった 配慮書への意見 63『複数案として“A 案、B 案の 2 案を想定した。” p19 とあり、最終的な総合評価で“A 案及び B 案共に、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観への重大な影響が生じる可能性がある。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、風力発電機の機種、基数、配置計画及び変更区域等を検討し、影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。』p240 とある。総合評価が正しいかどうかは疑問があるが、ともかく、この配慮書では A 案及び B 案共に差がないと結論づけている。ほとんど差がないような A 案、B 案を選んだことが間違いである。これでは配慮書とはいえない。』に対する見解は“…結果として、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性があるとの評価にいたりました。” p349 とあるが、ほとんど差がないような A 案、B 案を複数案として選んだことが間違いである。いずれにしても、その後の検討経緯で明らかのように、森林法の保安林解除が不可能であることがわかり、砂丘側の B 案に決定したこと、その経緯は「7.2.2 法書までの事業内容の具体化の過程における…検討経緯」p366 で記載したと、見解を修正すべきである。 「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における…検討経緯」p366 では、A 案及び B 案の比較を行い、A 案は“樹木（クロマツ）の伐採量が多くなる”、“工事影響が一時的であることから…砂丘植生は回復できる可能性がある。”、“関係法令における規制の状況は第 7.2-2 表のとおりである。” p366 とあるが、伐採量が多くなるとか、工事が一時的で砂丘植生は回復できる可能性があることは、配慮書段階でもうわかっていることであり、本当の理由は関係法令の規制状況としか思えない。右図のように、森林法の規制状況で、保安林解除の指定要件の「指定理由の消滅」、「公益上の理由により必要が生じたとき」のいずれもが、「×」がつけてあり、適合しないことを示している p367。参考に第 7.2-2 表を添付するが、この方法書も閲覧期間終了後削除されるので、重要な証拠として省略しないことを求める。</p>	<p>配慮書段階では、本事業の目的が達成可能な 2 案（A 案、B 案）を設定し、それぞれについて選定した計画段階配慮事項に基づき、調査、予測及び評価を行い、比較しましたが、結果として、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性があるとの評価に至りました。 配慮書公告後における現地調査結果や関係機関との協議を踏まえた関係法令における規制の状況による事業性検討、生活環境及び重要な自然環境のままとりの場への影響に配慮した対象事業実施区域の検討経緯は、方法書第 7 章の「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯」に記載したとおりです。 なお、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013 年）によれば、「複数案とは、事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案」と示されています。 また、「方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯」については、準備書に転記いたします。</p>

	意見の概要	事業者の見解
12	<p>11 保安林をつぶす事業計画の再検討の結論を 配慮書への意見44『国土防災関係で、保安林の指定状況だけが記載 p159 してあるが…保安林解除の条件を調査すべきである。…森林法第26条(解除)では、「指定の理由が消滅したとき…解除しなければならない。」とあるが、飛砂の防備による国土の保全、農地の保護という理由が消滅することはない。または「公益上の理由により必要が生じたときは…解除することができる。」としているが、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて…「公益上の理由により必要が生じたとき」とは保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。ア 土地収用法その他の法令により…、国等が実施するもの…これには該当しない…イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表3に掲げる事業に該当するもの(別表3…風力発電施設は公益上の理由による保安林解除はできない。…こうしたことから、保安林の解除はありえない。』に対する見解は“「森林法」…規制の状況は…方法書第7章の「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における…検討経緯」に記載しました。” p343 で、意見を素直に認めず、規制状況を方法書に記載したというだけであった。保安林の解除はできないことが判明したので、B案に絞ったと内容を記載すべきである。</p>	<p>風力発電機設置想定範囲は、配慮書公告後の事業性検討・環境性配慮において、以下の2点を考慮した結果、B案(砂浜部)に絞り込みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議等を踏まえた関係法令(「自然公園法」(昭和32年法律第161号)及び「森林法」(昭和26年法律第249号))における規制の状況 ・配慮書における経済産業大臣意見、愛知県知事意見等を踏まえ、生活環境及び重要な自然環境のまとまりの場への影響に配慮
13	<p>12 風力発電に適する風況か 2.2.4 対象事業実施区域で、位置及びその周囲の状況が示されているが、風力発電の原動力となる風況を記載すべきである。特にハブ高さ84mでの風況の現況確認が必要である。 あわせて、風力発電に適した風速の範囲はどれだけか、カットイン・カットアウト風速はどのように設定し、計画のハブ高さ84m p10での風速はどうなっており、カットイン風速以上で通常のカットアウト風速25m/sを超える時間帯はどれだけか、発電可能時間帯は年間どれくらいあるのか、そうしたことを検討するため、ハブ高さ84mでの風況の現況調査が必要である。また、その結果どれだけの電力が発電できるのかという、事業の可能性の検討結果も記載すべきである。 配慮書への意見69『*平均風速が少なすぎて風力発電には適さない：“伊良湖特別地域気象観測所…今年平均風速は3.8m/s…(風速計の設置高さは、地上高10.7mである。)” p26とあるが、風力発電に適する風況ではないと思われる。「風力発電所の環境影響評価ポイントと参考事例」(環境省)…「気象庁等の観測所の風況データにおいては…年平均風速として4m/s以上あることが望ましいとされている。(地上高30mにおいては、年平均風速が5m/s以上、できれば6m/s以上)」とあり、年平均風速3.8m/sでは風力発電の効率は良くないと思われる。U=U□(H/H□)Pで試算すると、地上高30mでは4.7m/sとなり、5m/sには届かない。』に対する見解は“渥美火力発電所構内で実施した現地風況調査の結果は、年平均風速6.6m/s(地上高57.5m)であり、風力発電に適した良好な風況を確認しています。” p351とあるが、環境省が年平均風速として4m/s以上、地上高30mで5m/s以上などとしているため、地上高10.7mで3.8m/sしかない点を指摘したものであり、事業者がそれで事業として成り立つと判断するのなら環境に影響がない限り異論をはさむつもりはないが、事業の可能性の検討結果こそ説明すべきである。 但し、現地風況調査で年平均風速6.6m/s(地上高57.5m)というのは、環境影響評価法で事前調査は認められておらず、まさかそうした違法な調査はしていないはずなので、「渥美火力発電所…環境影響評価報告書」に記載されているものと想定される。動植物の調査結果と合わせ、この報告書の公表が必要である。また、この地上高57.5mでの風速で「良好な風況」と判断した理由こそ示すべきである。</p>	<p>当社が渥美火力発電所構内で実施した現地風況調査の結果を基に、年間発電電力量を予測し、事業性を検討した結果、良好な風況であると判断いたしました。風況調査結果を含む事業可能性検討結果については、経営に関わる機微情報を含むことから、公表は差し控させていただきます。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>14 13 定格回転数、カットイン風速を記載すべき</p> <p>風力発電機の概要で、定格出力 4200kW、ローター直径約 117m、ハブ高さ約 84m、ブレード上端約 142.5m、ブレード枚数 3 枚 p10 と、その巨大さをうかがわせる内容が決まっている以上、ブレードの回転数、カットイン風速、カットアウト風速なども明記できるはずである。機種が決まっていないというが一定の範囲は示せるはずである。なければ、事業者が指定すればよいことである。</p> <p>配慮書への意見 68『カットイン・カットアウト風速などを明記すべき』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、ブレードの回転数、カットイン風速、カットアウト風速等の環境影響評価図書への記載について、検討していきます。” p351 とあるが、このままの状況では方法書の調査・予測手法が確定できないため、方法書とは言えない。事業者としても準備書作業ができないはずである。</p> <p>ブレードの回転数により、発生する低周波音の基本周波数が判明するし、カットイン風速、カットアウト風速を年間の風速分布と照らし合わせて、騒音、低周波音、風車の影が発生する時間帯、総時間、発電可能時間（販売電力量）が判明するため、環境予測にあたって重要な施設要素である。これらが不明なまま方法書手続きを実施すべきではない。</p> <p>なお、“方法書以降の手続きにおいて”という言葉がしばしば出てくるが、日本語では「〇〇以降」というと、〇〇を含んだあとのことを指すので、方法書も含んでいることになる。方法書で記載について検討した結果が記載しないということになった、と受け取れるが間違っているのではないか。文脈からすると方法書の後の準備書や評価書で記載するのではないか。</p>	<p>採用する風力発電機は、最大 4,200kW 程度の機種を想定しておりますが、複数の風車メーカーの中から、今後現地調査結果や専門家等からの指導・助言も踏まえて、環境に配慮した機種を選定していく考えです。</p> <p>このため、風力発電機に係るカットイン風速、カットアウト風速等の情報については、準備書にてお示しします。</p>
<p>15 14 工事日程が大雑把すぎる</p> <p>工事日程として、“土木工事、風車工事” p13 があるが、そのうち、風車工事の“電気工事は、各風力発電機間を接続する送電線を構築する。” p15 とあるが、個々の風力発電機から既設の渥美火力発電所までの経路、構造が記載されていない。</p> <p>また、事業計画の「変電所、送電線、系統連系地点」で「発電した電力は、変電設備を経由した上で中部電力パワーグリッド株式会社の系統に送電する計画である。」 p11 とあるが、“電気工事は、各風力発電機間を接続する送電線を構築する。” だけではなく、渥美半島東部中央の「福江変電所」まで約 8km の間に送電線が青線で計画されているが p11、地上式ならその高さ、地下式ならその深さ、幅員などを示さなければ、送電線工事が大気、騒音、土壌、植物等にどのような影響を与えるのか、そのための調査、予測はどうあるべきかについて意見が出せない。</p>	<p>対象事業実施区域内の送電線は、基本的には埋設式とする計画ですが、個々の風力発電機から既設道路までの経路、構造について、今後の現地調査において動物・植物の生息・生育環境を把握し、専門家等の指導・助言を踏まえて適切に予測・評価した上で検討していきます。</p> <p>また、対象事業実施区域から変電所までの送電線については、配電線のような架空線と電柱により構築する計画です。</p>
<p>16 15 工事排水の施工方法を具体的に</p> <p>風車基礎工事について“鋼矢板等により基礎の周囲に土留を行い、水の流出を防止するとともに、掘削やコンクリート打設時において発生する工事中の排水については、タンクに貯留し、排水処理施設で適切に処理を行った後に海域に排出する計画である。” p14 とあるが、図では集水管と排水処理施設だけで、タンクが図示されていないし、それを配置する余地もない。設置するなら図示すべきである。基礎部分を掘削することで、鋼矢板等による土留をしても湧水発生を防ぐことはできない。その湧水の防止方法として、排水処理施設の機能（中和処理だけか）、排水対策（地下水質測定を含む）を記載すべきである。</p>	<p>排水処理装置は、方法書第 2 章の「第 2.2-6 図 標準的な風車基礎工事施工ヤードの概要（杭打ち）（予定）」においてタンクを含めたものを示しましたが、今後の調査、予測結果を踏まえ、構造、配置等の詳細設計を行い、準備書にお示しします。</p>

	意見の概要	事業者の見解
17	<p>23 渥美火力発電所構内における風力発電事業に係る調査とは？</p> <p>配慮書への意見 53『「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書（中部電力株式会社、2019年）による情報について整理及び解析を行った。」とあるが、この報告書の性格が不明である。中部電力は、田原市の渥美火力発電所構内に「渥美風力発電所（仮称）」の建設を決定したとして、2018年12月11日にプレスリリースしている…“環境影響報告書”を作成することは一言も書いてない。ましてその公表にも触れていない。そもそも、この風力発電所 0.74kw…は環境影響評価逃れで計画された。風力発電所の環境影響評価対象は、法では出力1万kW以上、県条例では出力0.75万kW以上1万kW未満であり、0.75kW未満の0.74kWだから、環境影響評価不要とされたものである。…渥美火力発電所構内にあつみ風力発電所2基に加え、同じ構内に最大5基（4,200KW/基）もの（仮称）あつみ第2風力発電所を建設する予定であったなら、当初の2018年12月の記者発表時点で環境影響評価手続きが必要だったはずである。事前調査のために、この環境影響評価報告書なるものを作成したのではないか。…この環境影響評価報告書をまずは公表すべきである。調査者、調査方法、調査時期など不明なことが多く、概要だけを抜粋した今回の配慮書をそのまま信用することはできない。』に対する見解は“あつみ第2風力発電事業はあつみ風力発電所…の開発決定以降に検討を始めており、この2事業は別の事業という扱いです。” p347 と、意見には答えていない。あつみ風力発電所の環境影響評価報告書をまずは公表すべきとの意見への再回答を求める。</p>	<p>「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書（案）」（中部電力株式会社、2019年）については、自主アセスの手続きにおいて関係機関へ送付し、田原市内の2か所において2019年2月27日～2019年3月26日の1か月間閲覧に供しました。</p>
18	<p>24 ヒアリングした専門家等の所属（専門分野）が不十分</p> <p>配慮書への意見 58『ヒアリングした専門家等の専門分野について、哺乳類は“元大学教授”、鳥類は“地元鳥類観察者” p202、植物は“元教育関係者” p214 とあるだけで、曖昧な表現である。環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」…では「透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所属機関の属性（公的機関、大学等）を明らかにすることが望ましい。」とされており、少なくとも専門分野を明記すべきである。』に対する見解は“ヒアリングした専門家等の専門分野は、個人情報保護の観点に配慮したうえで、方法書第6章の…に記載しました。”とあるが、意見は配慮書での専門家3人についてであり、その説明の修正を求めたものである。</p> <p>今回の方法書でヒアリングした専門家等は、哺乳類（元大学教授 A）、コウモリ類（民間団体会員 A）、鳥類（民間団体会員 B）、植物（元大学教授 B）、動物、植物（環境保護団体 A） p262～p264 であり、コウモリ類以外は、方法書の内容は妥当、内容でよいというヒアリング結果である。</p> <p>しかし、哺乳類の配慮書（元大学教授）と方法書（元大学教授 A）とは同一人物なのか、鳥類の配慮書（地元鳥類観察者）と方法書（民間団体会員 B）とは同一人物なのか、植物の配慮書（元教育関係者）と方法書（民間団体会員 B）とは別人なのか、方法書で、コウモリ類（民間団体会員 A）と動物、植物（環境保護団体 A）を追加した理由は何か、配慮書では不備だったのか。</p> <p>いずれにしても、民間団体はどのような動植物に関する団体か、元大学教授は何学部なのかなど、環境省の技術ガイドに従って、所属機関の属性（公的機関、大学等）を明らかにすることを求める。</p>	<p>方法書における哺乳類の専門家（元大学教授 A）、植物の専門家（元大学教授 B）、鳥類の専門家（民間団体会員 B）、動物、植物（環境保護団体会員）は配慮書と同一人物です。ヒアリング対象者の所属機関の属性については、配慮書に対するご意見を踏まえ、個人情報保護の観点に配慮した上で方法書では記載しました。</p> <p>コウモリ類（民間団体会員 A）の専門家については、方法書作成に当たって、調査方法等についてヒアリングが必要と判断し、追加しました。</p> <p>なお、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（環境省 計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013年）には、「属性およびその詳細（所属機関の固有名詞等）の示し方によっては、助言したヒアリング対象者が特定される場合もあり、その場合多くの意見がヒアリング対象者に寄せられ、混乱を生じさせる事態も想定されるため、属性から個人が特定されないことがないよう配慮する。」と解説されています。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>19 今回の風車建設については、エネルギー転換の観点から火力発電を自然再生エネルギー（風力発電）に替えていこうとする姿勢はよいことである。</p> <p>しかし、今回計画されているものは、<u>2021年2月1日当社お知らせ「（仮称）あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について</u>を見ると、建設位置は、堤防の外側の西の浜である。</p> <p>西の浜に建設するという事は、浜を潰すということである。それは、浜の生態系を破壊することになる。</p> <p>上記の第4.1-3表 計画段階配慮事項として選定しない理由のなかに、「事業実施想定区域はすべて陸域であり、海域を改変しないことから選定しない」とあるが、浜には、浜だからこそ育つ植物（海浜植物）があり、西の浜にはハギクソウ、ハマウツボなどの絶滅危惧種となる希少種が数種類存在する。また、浜には、スナガニをはじめ、浜だからこそ生息する生物もいる。つまり、生態系から捉えれば、この西の浜という海浜を「陸域」ととらえるのは大きな間違いである。「海域」ととらえるべきである。</p> <p>また、「人と自然との触れ合いの活動の場は存在せず、、、、。」とあるが、この浜は釣り人にとってサーフキャスティングの格好の場となっており、釣り雑誌にも掲載される。年間を通して多くの釣り人が訪れ、海との触れ合いを楽しんでいるところでもある。</p> <p>さらに、渥美半島は渡り鳥の去来地である。西の浜の海にも多くの渡り鳥がやってくる。で大きな風車を建てることによって、そうした渡り鳥にとっては、バードストライクなどの事故にあう可能性が高くなる。加えて、海という自然の景観からいっても巨大な風車が海浜に建つというのは好ましくない。</p> <p>加えて、西の浜は、伊良湖海水浴場から小中山竜馬崎までの約10Kmの浜をいう。長い年月で浸食がすすみ、浜が狭くなり、堤防を守るために岩が詰まったり、沖には消波ブロックが設置されたりしているところもあるが、十分に自然の姿を残している浜である。渥美半島の内海（伊勢湾・三河湾）側では、その規模、生態系などからみても実に貴重な浜である。</p> <p>もっと言えば、西の浜では古墳時代に「塩づくり」が盛んにおこなわれていたところであり、その中心的な位置に、今は保安林の中にある藤原古墳という遺跡がある歴史的にも貴重な浜である。それは、一部残ればよいというものではなく、いわゆる西の浜が維持されなければ、その価値はなくなってしまう。</p> <p>以上のような生態系、歴史的、文化的価値を無視して計画を進めるのは優位的立場にある大企業の無謀であり、きわめて暴力的といわざるを得ない。西の浜のよりよい自然環境を愛する多くの人たち、西の浜の歴史や文化を愛する人たちの思いを無視することである。</p> <p>近い将来、新たなエネルギーの作り方が生まれてきたときに、浜に建てる風車は利用することが無くなり、撤去されることになるでしょう。同時に基礎となるコンクリートを撤去してとしても、砂浜の機能は回復できないでしょう。</p> <p>将来に、自然豊かな渥美半島の里海として残していかなければなりません。</p>	<p>本事業は、風力発電機を陸上に設置する計画で、海岸等の土地における工事を実施しますが、海域（海上）での工事は実施しないことから、陸上風力発電事業に区分されると考えます。</p> <p>対象事業実施区域における生態系の調査、予測及び評価については、本事業の事業特性、地域特性を考慮し、潮間帯及び砂浜環境を代表する鳥類であるシロチドリを典型性の注目種、渥美半島沿岸部における地域の生態系を代表するハヤブサを上位性の注目種として選定し、それぞれについて生息状況、営巣環境、餌資源量（昆虫類、底生動物等）を適切に調査、予測及び評価する計画です。生態系の調査、予測及び評価の手法は、方法書第6章「6.2 調査、予測及び評価の手法」の「第6.2-15表 調査、予測及び評価の手法（生態系）」に記載しています。</p> <p>西の浜については、釣り場としての利用や釣り場として紹介している情報の存在は確認しておりますが、渥美半島の観光ウェブサイトや愛知県、田原市のウェブサイト等では釣りスポットとして掲載されていないことから、「主な人と自然との触れ合い活動の場」として選定しませんでした。</p> <p>また、重要な地形及び地質、動物、植物、生態系への影響については、今後、現地調査により現状を把握し、専門家等の指導・助言を踏まえて影響予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討していきます。</p> <p>なお、本事業の終了後の対応について、撤去時等における廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の関係法令に則り適切に対応するとともに、砂浜の機能をできる限り回復するよう努めてまいります。</p>
<p>20 愛知県が強く推進している生物多様性あるいは世界中がすすめているSDGs14「海の豊かさを守る」・15「陸の豊かさを守る」の観点を大切にし、渥美半島の豊かな自然を残し、SDGs7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」という目標に向けて、日本を代表する電力会社としての全国の電力会社をリードする取り組みを期待する。</p>	<p>「第5次愛知県環境基本計画」（愛知県、2021年）によれば、安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られていることが目指すべき姿として示されています。</p> <p>「第5次愛知県環境基本計画」では、自然との共生分野と地球温暖化対策分野の主な関わりとして、太陽光発電や風力発電の設置と自然環境保全の両立が重要であるとされていることから、本事業の実施に当たっては、関係法令に基づき環境影響評価を適切に行い、環境保全措置を着実に実施することで、SDGsの目標達成に当社も貢献してまいります。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>21 名古屋市中区東新町の本社において、なぜ方法書を閲覧することが不可能であるのか教えていただきたい。 インターネットがこのような不親切であるならば、名古屋市内、豊橋市内などの多くの営業所において方法書の閲覧が可能となるような場所を増加することの必要性を強烈に感じます。</p>	<p>方法書の縦覧場所は、「環境影響評価法」第7条第1項及び「環境影響評価法施行規則」第2条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（田原市及び南知多町）において協力を得られた施設を設定しました。 なお、頂いたご意見を踏まえ、準備書においては当社の事業場における縦覧について検討していきます。</p>
<p>22 日を改めて、再びインターネットエクスプローラを立ち上げたところ、何故か白紙となりました。理由は分かりません。サポートしていないシステムで一般の人に閲覧をさせようとしていること自体大変不親切ではないでしょうか。EDGEでも見えるようにしていただきたい。どう考えてもおかしい。閲覧拒否をしていると判断されるので、再度閲覧をやり直してください。 インターネットエクスプローラで見る必要があるのであれば、そのやり方のマニュアルをホームページに掲載すべきではないでしょうか。残念ながら、日々、白紙しか見れませんでした。 古いシステムのインターネットエクスプローラでは見えないような状況は、住民からより意見をもらい、事業に環境配慮をすすめていこうといった環境影響評価法の精神に違反していると思います。見解は。 風力発電の方法書をインターネットから見ようと思いましたが、EDGEではだめで、白紙でした。エクスプローラからということでしたので、試行錯誤してやってみたら何とか見ることができました。現在のパソコンは、ほとんどEDGEに更新されているのに何で古いシステムでしか見れない様に設定をしてあるのでしょうか。見るまでインターネットの設定を直したり、パソコンの設定自体を直したり、1日かかりました。縦覧に対する後ろ向きな姿勢を感じました、いかなる見解があるのでしょうか。 方法書をインターネットからダウンロードしようとしたのですが、インターネットからPDFをパソコンに保存したところ、閲覧期間を過ぎたとかの表示が出て、全く見ることはできません。中部電力では、中部地域を代表する公共的な企業にもかかわらず、方法書の閲覧の観点から公益性に物凄く逸脱した対応をしているのではないのでしょうか。どうして、公告中にもかかわらず、インターネットにおいて、ダウンロードできないようにしているのでしょうか。 インターネットでの閲覧をこのように、ダウンロードできないような悪意のある規制をかけているのは、いつの時期から、これまで10年間で何回行われたのでしょうか。 インターネットからPDFにダウンロードで落として、ゆっくり閲覧できないようにすることは、何時、誰が、どの様に意思決定をしたのでしょうか。教えていただきたいと思っています。 ダウンロードできないような規制をしていることについて、これまでの環境影響評価手続きの中で、苦情等の意見、要望は受けているのでしょうか。それに対する改善対応はされて来なかったのでしょうか。如何。 300ページにも登る方法書をパソコンの画面上しか見れないことは、社会的弱者への対応の面から、また、中部電力の将来事業を見たいという株主への説明を責任を果たせる有効な方策なのではないでしょうか。どのように考えているのか教えていただきたい。 インターネットでのPDFから文字をコピーしようとしても、できませんでした。何故このような規制がかけてあるのでしょうか。画面からコピーできた方が、専門的な用語や植物の名称とかを効果的に意見提出することができます。なぜ、コピー出来ないのでしょうか。</p>	<p>環境影響評価図書の閲覧には、「Adobe Reader」が必要になります。当社のウェブサイトの「ご利用のご案内」では、「Microsoft Edge」については推奨ブラウザに含んでおらず、プラグインとして「Adobe Reader」が必要なことをお示ししておりますが、方法書を公表していたページ上で説明がなく、閲覧においてご不便をおかけいたしましたことをお詫びいたします。頂いたご意見を踏まえ、準備書以降の手続きにおいて改善をまいります。 方法書及びその要約書は、当社が作成した著作物であり、当社のノウハウや技術を含んでいることから、環境保全の見地からの意見書作成という目的以外での利用を防止するため、期間を限定した公表として、コピーや印刷は不可とさせていただきます。 なお、方法書の手続きでは、あらましの印刷に加え、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）で定められている縦覧期間が終了した後も、意見書提出締切までの2週間、インターネットでの閲覧を可能としました。 引き続き、当社の過去の環境影響評価手続きに対するこれまでのご意見も踏まえ、住民等の皆さまの理解促進及び利便性に配慮した施策を検討まいります。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>23 菅総理は、所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力し、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。もはや温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要。</p> <p>鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。としているが、石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換について、碧南火力発電所を持っており、武豊発電所でも石炭を使おうとしていることに対して、今回の風力発電の貢献度はどのように考えているのか。</p>	<p>我が国のエネルギー政策は、安全性を前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合を図ること(S+3E)を基本的な視点として取り組むことが重要とされています。現在は、2018年7月に閣議決定された「エネルギー基本計画」をもとにエネルギーに関する政策が進められており、電力供給においては、各エネルギー資源の電源としての特性を踏まえて活用することが大切です。電気は貯めておくことが難しいため、時々刻々と変化する使用量に合わせて、火力、原子力、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス等)の電源の特性を生かした最適な組み合わせで発電していく必要があります。</p> <p>このような状況のもと、当社は再生可能エネルギー電源開発の取組みを更に進めるため、2019年2月に「2030年頃に200万kW以上の開発」を新たな目標として設定し、中部電力グループ全体で再生可能エネルギー電源の開発を推進しており、本事業は我が国のエネルギー政策及び当社の目標に貢献するものと考えます。</p>
<p>24 2.2.3で風力発電の出力が現段階の想定で、今後変わり得るものとの記載が記述されているが、最大21,000kWを超える規模のものを検討する可能性があるのか。これをこえて機数が増加するのならば、環境に与える影響が増えてしまうが、何時、どの時期に詳細な内容が確定するのであるのか。時期をおしえていただきたい。また、このような記載をした理由を教えてください。また、最大21,000kWを超える規模のものを設置するならばこの旨を記載すべきでないのか。</p>	<p>風力発電所出力は、今後実施する環境影響評価の結果を踏まえて決定しますが、現時点では、総出力21,000kWを超えることは想定しておりません。今後、現地調査及び予測結果を踏まえ、風力発電機の機種、基数、配置計画等を検討し、その詳細な内容は、準備書にお示しします。</p> <p>また、対象事業実施区域において、単機出力4,200kW程度の風力発電機を設置した場合、最大5基程度設置できる可能性があることから、風力発電所出力を最大21,000kWと設定しました。</p>
<p>25 事業実施区域内の地権者とは誰なのか。</p>	<p>対象事業実施区域のうち、南側搬入路及び風力発電機建設予定の砂浜部は国有地であり、対象事業実施区域の北側搬入路は私有地及び公有地となっています。</p>
<p>26 P14に風力基礎工事の図面があり、20m×60mの範囲の植生がダメになってしまう。排水処理、ケーシングを陸側に持っていく、砂浜を改変する面積をもっと現象させることはできないのか。</p> <p>風車の設置場所や数が変わりうるとしているのに、そうして砂浜植生の影響を最小限にすることが可能なのか。保安林の方に作ったほうが人工林をきるだけなので、環境影響は小さい。一度破壊した砂浜植生は再生できない。ハギクソウはここに大きな群落があり、その水源への影響も懸念される。</p> <p>環境大臣意見でもハギクソウについての記載があったが、レッドデータIAで、非常に貴重なものである。これだけ、様々な方面から指摘があるので、事業実施区域内にハギクソウはあるのか、ないのか。どうか。</p> <p>ハギクソウは、中部電力の子会社のテクノ中部であれば、すぐに調査することが可能である。A案とB案を比較検討する上で、ハギクソウや植生を事前に把握していないのか。事業の根幹に関することを把握せずに事業計画は立てられない。準備書、評価書で明らかにしますという金太郎飴的な回答だけは止めていただきたい。真摯に向き合っていたいただきたいことを願います。</p>	<p>風車基礎工事における排水処理施設及びケーシングは、用地確保及び施工効率の観点から風力発電機設置位置近傍の砂浜部に配置することを計画しておりますが、自然裸地を含む汀線付近において風力発電機の配置を検討することで、砂丘植生への影響をできる限り回避又は低減するよう検討していきます。</p> <p>また、配慮書及び方法書における専門家等へのヒアリング結果を踏まえると、風車基礎工事施工ヤード及び風車組立ヤードにおける工事影響が一時的であることから、砂丘植生は回復できる可能性があると考えます。</p> <p>ハギクソウについては、対象事業実施区域内に生育している可能性があるという情報を得ていることから、今後の現地調査において、ハギクソウの生育範囲を明らかにした上で、専門家の指導・助言を踏まえ、ハギクソウの生育箇所の直接改変を回避し、対象事業実施区域から除外するよう事業計画を検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>27 自然公園の第2種特別区域でなく、普通地域に建設しないのか。</p> <p>保安林の場所も外した、今の発電所内敷地内に建てればいいのか。このように、第3案を提示すべきでないでしょうか。</p>	<p>株式会社 JERA の渥美火力発電所構内には、渥美半島県立自然公園の普通地域が指定されている範囲が存在しますが、既設建築物及び建設中のあつみ風力発電所への影響を考慮した結果、配慮書段階では三河湾国定公園の第二種特別地域において事業実施想定区域を設定しました。</p> <p>配慮書段階の事業を実施する位置及び事業の規模等並びに方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯は、方法書第7章の「7.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に示たとおりです。</p>
<p>28 藤前干潟で、渡り鳥への影響を勘案して名古屋市が事業を中止という英断を下した。今回もこの地域の宝であり、日本国にここでしかないハギクソウ植生に多大なる影響を及ぼすため、風車を立てる位置を再検討していただきたい。公益的な事業を行っている企業が、このような環境破壊をすることは止めていただきたい。それとも、日本で二酸化炭素最大排出量を誇る碧南火力発電所を誇る発電所を運営する時代に逆行した時代遅れの企業なのか。見解は如何に。</p>	<p>今後の現地調査において、ハギクソウの生育範囲を明らかにした上で、専門家の指導・助言を踏まえ、ハギクソウの生育箇所の直接改変を回避し、対象事業実施区域から除外するよう事業計画の見直しも含め、検討していきます。</p>
<p>29 植物の専門家のヒアリング結果をみると、「自然環境の観点から考えると、クロマツ林の事業がより現実的と考える。」としているが、どうして今回の方法書は砂浜の事業となっているのか。</p>	<p>風力発電機設置想定範囲は、配慮書公告後の事業性検討・環境性配慮において、以下の2点を考慮した結果、B案(砂浜部)に絞り込みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議等を踏まえた関係法令(「自然公園法」(昭和32年法律第161号)及び「森林法」(昭和26年法律第249号))における規制の状況 ・配慮書における経済産業大臣意見、愛知県知事意見等を踏まえ、生活環境及び重要な自然環境のまとまりの場への影響に配慮
<p>30 ハギクソウは、影響が想定される範囲を事業実施区域から除外することという経済産業大臣の意見を受けている。回答が除外するよう事業計画を検討するということであるが、事業実施計画から除外しますという回答にすべきでないか。</p>	<p>ハギクソウの影響が想定される範囲を対象事業実施区域から除外した場合、環境影響評価図書においてハギクソウの位置が特定されてしまうおそれがあります。このため、ハギクソウを保護する観点から、配慮書に対する経済産業大臣の意見の2(4)についての事業者の見解は、「風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域及びハギクソウの生育範囲を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減するよう努めます。特に、ハギクソウについては、今後の現地調査により生育範囲を明らかにした上で、専門家の指導・助言を踏まえ、ハギクソウの生育箇所の直接改変を回避し、対象事業実施区域から除外するよう事業計画を検討していきます。」といたしました。</p>

2. 大気環境

	意見の概要	事業者の見解
31	<p>16 田原市の低周波音苦情の発生状況、原因を記載すべき 苦情の発生状況は、“「公害に関する苦情件数等調査結果」（愛知県、2016～2020年）より作成”騒音、振動 p33、悪臭 p34 とあり、5年間の苦情件数推移があるが、地下水の水質調査結果については“「環境に関する報告書（令和元年度の環境状況）」（田原市、2020年）より作成” p46 とある。この地下水調査のように、風力発電で重要になる低周波音についての苦情の発生状況を調べ、発生状況、原因を記載するべきである。</p> <p>配慮書に対する意見 39『田原市の低周波音苦情の発生状況を調査すべき：低周波音に係る苦情の発生状況 p37 は“「平成 30 年度の環境に関する報告書」（令和元年、田原市）によると、田原市において近年低周波音に係る苦情は寄せられていない。”とあるが、この出典によれば、平成 20、21、23、24 年度に、各 1 件とはいえ、低周波音に係る苦情が発生している。この内容を田原市に確認して記載すべきである。』に対する見解で“頂いたご意見を踏まえ、田原市に確認したところ、2008～2009 年度、2011～2012 年度の低周波音に係る苦情は、風力発電施設に対するものとのことです。” p342 と、予想通りであった。その時の低周波音苦情の内容、対応状況を確認し、特記すべきである。</p>	<p>苦情の発生状況については、対象事業実施区域の位置する田原市及び愛知県全体について把握するため、統一した情報が掲載されている「公害に関する苦情件数等調査結果」（愛知県）を出典としました。「公害に関する苦情件数等調査結果」（愛知県）において、典型 7 公害と典型 7 公害以外の苦情件数は掲載されていますが、低周波音についての発生状況、原因については確認できませんでした。</p> <p>また、低周波音に係る苦情の内容、対応状況について田原市に問い合わせたところ、市内の風力発電施設から発せられる音に対して近隣住民から苦情があり、市職員が現場を確認して騒音測定を実施したとのことです。田原市からはこれ以上の情報は得られておりません。</p>
32	<p>22 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を追加すべき 配慮書への意見 43『騒音の規制基準等では、騒音規制法の工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音の要請限度を説明しているだけだが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省 2017 年 5 月 27 日）を追記し、分かりやすくすべきである。また、それとの整合性も評価することとし、残留騒音の意味、指針値は残留騒音+5dB、ただし、下限値 40dB（静穏を要する地域は 35dB）などを説明すべきである。』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省 2017 年）の記載について検討していきます。” p343 とあるが、騒音：施設の稼働：評価の手法：(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討で、“環境基準及び風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省 2017 年）に定められた指針値との整合性が図られているか検討する。”と明記してあるので、この指針値の記載を検討した結果、方法書で記載することとしたのは当然であるが、そのように見解の修正を求める。</p>	<p>配慮書に対する意見は、騒音の規制基準等に関するものであることから、方法書第 3 章の「3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017 年）を追記する旨の意見と解釈し、事業者の見解は「方法書以降の手続きにおいて、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017 年）の記載について、検討していきます。」といたしました。</p> <p>準備書においては、第 3 章の「3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017 年）に関する項目を追加します。</p>
33	<p>25 工事車両騒音の現地調査は、日曜・休日も行うべき 騒音（工事中資材等の搬出入）の現地調査期間等で“現地調査…道路交通騒音の状況を代表する平日及び土曜日の昼間（6時～22時）に各 1 回行う。” p266 としているが、平日及び土曜日の夜間はもちろん、日曜・休日も行うべきである。それとも、工事中資材等の搬出入は平日及び土曜日の夜間や日曜・休日は行わないという事業計画なのか。それなら、その旨を事業内容で明記すべきである。</p>	<p>日曜日及び休日については、工事関係車両は運行しない計画です。また、平日及び土曜日の夜間については、大型部品（風力発電機等）の輸送のため、大型輸送車両は 1 日当たり最大 3 台程度を一定期間の数日のみ運行する計画です。</p> <p>以上のことから、日曜日及び休日における工事中資材等の搬出入に伴う騒音の影響はなく、平日及び土曜日の夜間における工事中資材等の搬出入に伴う騒音の影響は極めて小さいと考えられ、道路交通騒音の現地調査期間は平日及び土曜日の昼間（6～22 時）で適切と考えます。</p> <p>なお、準備書においては、工事関係車両は日曜日及び休日に運行しない計画である旨を記載します。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>34 26 騒音の評価手法（道路交通騒音）はおかしい</p> <p>騒音の評価手法（道路交通騒音）は、“(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討…「騒音に係る環境基準について」及び…「騒音規制法」…自動車騒音の要請限度との整合が図られているかを検討する。” p266 とあるが、環境基準については、通常環境基準ではなく、ただし書きの道路に面する地域の環境基準でもなく、特例の「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値が適用されるであろう。この特例基準のあてはめは、中央環境審議会の答申に基づく環境基準の告示ではなく、環境省の通知で「高速道路、国・県道、4車線以上の市道」と定めている。</p> <p>しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010年5月20日）の最高裁決定により「昼間屋外値が LAeq65dB を超える場合…受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を 5dB 上回るような特例の環境基準は廃止すべきである。</p> <p>また、2018年10月、WHO＝世界保健機関のヨーロッパ事務所が、『環境騒音ガイドライン』というものを発表し、例えば道路の場合、WHO の勧告は 53 デシベル以下にすることとし、日本の特例環境基準（昼間 70dB）と比べ非常に厳しい内容であるが、WHO は『健康を守るために騒音レベルをこれ以下に保つべき』として、世界各国に採用するよう求めている。こうした状況を勘案した大胆な施策が望まれている。</p> <p>少なくとも、環境省が独自に定めた、根拠のない「幹線交通を担う道路」の定義は、いわゆる高速道路だけに限定するなどして、誰もが利用できる国道、県道等は除外し、今回のあつみ第2風力発電所については、ただし書きの「道路に面する地域」の環境基準を適用するべきである。</p> <p>さらに、要請限度との整合も検討するとあるが、環境基準よりもっと緩く、規制基準的な要請限度と比較するような環境影響評価は久しぶりである。例えば、住居系で昼間の場合、本当の環境基準は 55dB、道路に面する地域は 65dB、特例の幹線交通を担う道路では 70dB であり、要請限度は最も緩く 75dB となる。このように、環境基準と要請限度の両方で比較検討することはやめるべきである。</p>	<p>「発電所アセス省令」第 26 条に基づき、評価の手法の選定に当たっては、「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」について留意しました。</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）に規定される基準は、国又は地方公共団体による基準又は目標に該当することから、方法書第 6 章の「第 6.2-2 表 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に記載した評価の手法は、適切と考えます。</p>
<p>35 27 建設機械稼働の騒音評価のため、敷地境界線の調査をすべき</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音の調査地点が“対象事業実施区域数編の 2 地点（一般①、②）とする。” p267 とあるが、敷地境界線の調査が欠落している。敷地境界の現況騒音もきちんと把握しておくべきである。</p> <p>評価の手法として、環境基準及び騒音規制法に基づく“特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準”との整合性 p268 を示しているが、この基準のうち、規制基準値は「特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと」と定められているため、事業実施区域の境界でも現地調査、予測地点ともに追加すべきである。さもないと事業実施区域の境界で 86 デシベルと規制基準を超えていても、事業実施予定区域から一般①は約 0.9km、一般②は約 0.7km 離れているため、この 2 地点では、距離減衰で 60 デシベルあり環境基準の値以下で問題ないという結論が出てしまう。事業実施予定区域は民家こそないが、海岸部を散策したり、全国でも伊良湖でしか見られないハギクソウを探す人たちが歩いたりして、騒音被害を受ける可能性があるため、施工ヤードの敷地境界の騒音が規制基準を順守していることは確認する必要がある。</p>	<p>今回の環境騒音の調査及び予測地点は、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（特別養護老人ホーム）及び最寄りの住宅を考慮して設定しており、適切な地点と考えます。</p> <p>「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年）によれば、建設機械の稼働に伴う騒音の調査及び予測地点は、環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住宅の配置の状況を考慮して、建設機械の稼働による騒音の予測及び評価を行うことが適切かつ効果的と考えられる地点とすることとされており、</p> <p>工事区域の騒音については、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）に定められた規制基準を遵守し、工事を実施します。</p>
<p>36 28 騒音の評価手法（建設機械の稼働）はおかしい</p> <p>騒音の評価手法（建設機械の稼働）は、“(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討…「騒音に係る環境基準について」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合が図られているかを検討する。” p268 とあるが、建設機械の騒音については、一時的ということもあって、通常は環境基準より緩やかな、特定建設作業に係る規制基準値 85dB を境界線で守れているかで評価している。その境界線での調査をしない計画であるため、事業実施予定区域から（一般①は約 0.9km、一般②は約 0.7km）離れた地点では、建設作業騒音には適用はされないが環境基準で評価するというなら明記すべきである。まさかこんなに離れた地点で規制基準で評価するわけではないと思われる。正確な評価方法を記載すべきである。</p>	<p>「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年）によれば、建設機械の稼働に伴う騒音の評価の手法は、『「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）との整合が図られているかを検討する。なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）との整合が図られているかについても検討する。』とされており、本手引きに準拠した手法により評価を行う計画です。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>37 29 施設の稼働の風況調査がない</p> <p>施設の稼働による風況調査の基本的手法は“気象庁ウェブサイト等により情報を収集し、当該情報の整理及び解析を行う。”p269とあり、現地調査は行わないことになっているが、騒音（施設の稼働）の評価に用いる「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」のための「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（2017年5月環境省）では、「本マニュアルにより測定する残留騒音及び風車騒音は、風車のハブ高さの風速が有効風速範囲にある場合を対象とするため、<u>風車のハブ高さ付近での風況を把握する必要がある。</u>」p9とある。この条件を満たすため、風車のハブ高さの風速を現地調査する必要がある。</p>	<p>風車のハブ高さにおける風況は、対象事業実施区域近傍の渥美火力発電所構内の地上高40m及び57.5mにおいて2017年1月から2018年1月に実施した現地風況調査結果と伊良湖特別地域気象観測所の風況との間に相関関係が認められたことから、伊良湖特別気象観測所の風況データを用いて推定することとしました。</p>
<p>38 30 騒音の評価手法（施設稼働）はおかしい</p> <p>騒音の評価手法（施設稼働）は、“(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討…「騒音に係る環境基準について」及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」との整合が図られているかを検討する。”p270とあるが、通常は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を適用することになると思われるが、そのように理解してよいのか。環境基準以下なので、風力発電施設から発生する騒音に関する指針は守れないが、問題ないという結論にならないように注意されたい。</p> <p>また、「本指針における残留騒音及び風車騒音は風力発電施設が稼働する風のある条件で測定する必要があることから、原則として、別途通知する「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に定める方法により、地域の風況等の実態を踏まえ適切に行うこととする。」とされている。「5. 注意事項 ○測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することは出来ない。」ことを「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」とともに、測定マニュアルの内容こそ、今回の方法書に記載すべきである。</p> <p>残留騒音と風車騒音の対象地域の選定、測定地点の選定、測定時期の選定、測定期間の選定、測定時間帯の選定、測定時の記録項目、残留騒音の測定および得られたデータの処理などそれぞれに独特の方法があるため、騒音の現地調査p269に明記すべきである。</p> <p>例えば、風車騒音について、調査地点の選定理由には“対象事業実施区域周辺における住宅等を対象とした。”p269しか記載されていないが、測定地点の一般①、②は「交通量が多い主要道路や鉄道沿線、臨海部で波音が大きく聞こえる地点…風力発電施設以外の特定の音源の局所的な影響を大きく受ける地点は原則として避ける」という点は考慮されているのか。</p> <p>また、残留騒音については、「残留騒音とハブ高さの風況との対応関係が把握できるよう測定する。」、「マイクロホンを高い場所に設置すると、風雑音の影響をより受けやすくなる。そのため、測定地点周囲の地形や風雑音の状況等を勘案して、0.2m～1.2mの範囲で適切に測定高さを設定する」、「騒音計のマイクロホンは、降雨による雨水の浸透を避けるために上向きに設置する。」、「観測時間にわたってハブ高さの風速が有効風速範囲以外の場合、あるいは観測時間にわたって定常的な暗騒音の影響で残留騒音が測定できない場合は、その観測時間は「有効データ無し」とする。」、「除外音処理では、騒音レベルの変動波形を確認し、現地で録音した実音をモニタして判断する。」などの重要な点はこの方法書で記載しておくべきである。</p>	<p>「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）によれば、施設の稼働に伴う騒音の評価の手法は、『「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（環境省、2017年）」との整合が図られているかを検討する。加えて、騒音に係る環境基準に基づく地域の類型が指定されている地域においては、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合が図られているかを検討する。』とされており、方法書第6章の「第6.2-2表 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に記載した評価の手法は、本手引きに準拠したものであることから、適切と考えます。</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017年）は、環境省ウェブサイトにおいて公開されていることから、その詳細は方法書に記載しておりませんが、準備書においては、記載箇所を検討した上、必要に応じて、内容を記載します。</p> <p>また、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）によれば、残留騒音の調査地点は、『「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017年）に基づき、環境基準の地域類型指定図、地形図、都市計画図等により特に静穏な環境を保全すべき対象や住宅の分布状況等を確認し、調査地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定する。具体的には、風力発電設備に最も近い住宅等に加え、現況騒音からの増加分が大きくなることが懸念される住宅等を選定することが適当である。なお、測定地点の選定に当たっては、特定の発生源（道路交通騒音や川の流水音）の影響をあまり受けにくい地点を選ぶものとする。』とされています。</p> <p>方法書第6章の「第6.2-2表 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に記載した残留騒音の調査地点は、上記の選定基準を満足しており、適切と考えます。</p> <p>残留騒音の測定方法が記載された「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017年）は、環境省ウェブサイトにおいて公開されていることから、その詳細は方法書に記載していませんが、準備書においては、記載箇所を検討した上、必要に応じて内容を記載します。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>39 31 低周波音の評価の手法は最新の環境省評価指針を用いるべき</p> <p>施設稼働による低周波音の評価は「ISO7196 に示されている「超低周波音の知覚の閾値」、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、2000年）に示されている「建具のがたつきが始まるレベル」及び「環境アセスメントの技術」（社団法人環境情報科学センター、1999年）に示されている「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との整合が図られているかを検討する。」p272 とあるが、いずれも 2000 年以前の文献である。その後、環境庁は環境省となり、「低周波音問題対応の手引書」2004 年 6 月を作成し公表している。「適用範囲は工場、事業場、店舗、近隣の住居などに設置された施設等の固定発生源からの低周波音により、物的苦情及び心身に係る苦情が発生している場合とする。」として、G 特性音圧レベル$L_{G}=92$ (dB) と、1/3 オクターブバンド中心周波数ごとに、下表（省略しないこと、最新の環境省提案の指針値である）のように次の 2 種類（物的苦情、心身に係る苦情）の参照値を示している。これらの評価指針を用いて評価すべきである。なお、G 特性音圧レベルの参照値 92dB は、ISO7196 の 100dB よりもかなり小さい値である。</p> <p>こうしたこともあり、「名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書（廃棄物処理施設の建設）」（2019 年 11 月名古屋市）では、環境省の「低周波音問題対応の手引書」にある「評価指針」を低周波の予測・評価で用いて、G 特性音圧レベルを心身に係る苦情に関する参照値 92dB と比較するとともに、1/3 オクターブバンド別の音圧レベルは周波数毎に物的苦情、心身に係る苦情に関する参照値と比較することとしている。</p>	<p>「低周波音問題対応の手引書」（環境省、2004 年）に記載の参照値は、環境省が「低周波音問題対応の手引き書における参照値の取扱について」（平成 20 年環境省事務連絡）、「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知について」（平成 26 年環境省事務連絡）及び「低周波音問題対応の手引書における参照値の扱いについて」（平成 29 年環境省事務連絡）において、「参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインとして策定したものではない。」と周知しています。また、環境省ウェブサイト（低周波音問題に関する Q&A）には、『基準値は、「この値以下に保つことが望ましい目標（すなわち目標値）」や「超えてはならない値（規制値）」ととらえられますが、「参照値」はこのようなどちらの意味での基準値ではありません。手引書にも、「環境アセスメントの環境保全目標値」、「作業環境のガイドライン」として作成したものではない」と明記しています。「参照値」は、ある程度の時間連続して低周波音を発生する固定された音源からの音圧レベル変動の小さい低周波音を対象として設定したものです。風車からの騒音・低周波音は、風速によってローターの回転や出力が変わるため音圧レベルや周波数特性が変化する、風向によって音が拡散する方向が変化するという特徴があります。このため、「参照値」を風車の低周波音に適用することはできません。』と記載されています。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の評価は、方法書第 6 章の「第 6.2-2 表 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に記載した「国又は地方公共団体による基準又は目標」（ISO7196 に示されている「超低周波音の知覚の閾値」、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、2000 年）に示されている「建具のがたつきが始まるレベル」及び「環境アセスメントの技術」（社団法人環境情報科学センター、1999 年）に示されている「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」）を用いることが適切と考えます。</p>
<p>40 32 施設稼働（低周波音）は、既設風力発電所の累積的影響を調査すべき</p> <p>施設の稼働による低周波音の調査の基本的な手法として、「G 特性音圧レベル及び平坦特性 1/3 オクターブバンドレベル音圧レベルを測定」p271 とあるが、いわゆる現況の低周波音を調べるだけではなく、既設風力発電所のそれぞれの発生源から、周波数分析などを実施してどんな成分の低周波音が出ているのかを分析し、集落内にどう影響しているのか、累積的影響を確認するため、調査地点（一般①、②のみ）を追加すべきである。</p>	<p>方法書第 6 章の「第 6.2-1 図 大気環境の調査位置（騒音、超低周波音及び振動）」に示した調査地点（一般①、②）において騒音、超低周波音を測定することで、既設風力発電機からの影響を含む騒音、超低周波音の状況を把握できると考えます。また、当社並びに他事業者による稼働中、建設中及び計画中の風力発電所について、1/3 オクターブバンド音響パワーレベル等の情報収集に努めるとともに、稼働中、建設中及び計画中の風力発電所を含めた騒音、超低周波音を予測することで、累積的な影響を適切に予測・評価できると考えます。</p>
<p>41 33 工事車両振動の評価が要請限度ではおかしい</p> <p>振動（工食用資材等の搬出入）の評価を「「振動規制法」…道路交通振動の要請限度との整合が図られているかを検討する。」p275 としているが、これは、振動規制法第 16 条で「市長村長は…限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないので、もっと緩い値だが要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、学問的に明らかになっている「振動の感覚閾値」とすべきである。</p> <p>すでに名古屋市の南陽工場設備更新事業の評価書（2020 年 8 月）では、工事関係車両の走行に伴い発生する振動についての評価は感覚閾値で行い、「本事業の実施にあたっては、感覚閾値を上回る地点があることから、大型車が国道 23 号を走行する際には、規制速度を遵守するほか、交通の流れに沿って車線変更をするなど、安全な運航に支障のない範囲で、国道 23 号運行ルールに基づく中央より走行に努める等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」p265 としている。こうした事例を参考にすべきである。</p>	<p>「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年）によれば、工食用資材等の搬出入に伴う振動の評価の手法は、「振動規制法施行規則第 12 条に規定する限度との整合が図られているかを検討する。」とされており、方法書第 6 章の「第 6.2-2 表 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に記載した評価の手法は、本手引きに準拠したものであることから、適切であると考えます。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>42 34 工事車両振動の現地調査は、日曜・休日も行わべき振動（工事用資機材等の搬出入）の現地調査期間等で“現地調査…道路交通振動の状況を代表する平日及び土曜日の昼間（6時～22時）に各1回行う。” p274としているが、平日及び土曜日の夜間はもちろん、日曜・休日も行わべきである。それとも、工事用資材等の搬出入は平日及び土曜日の夜間や日曜・休日は行わないという事業計画なのか。それなら、その旨を事業内容で明記すべきである。</p> <p>また、道路交通振動の要請限度の表 p144 で、自らが明らかにしているように、「昼間」は「午前7時から午後8時まで」と定められ、自動車騒音の要請限度：昼間：午前6時から午後10時までとは異なっており、道路交通振動の要請限度で評価するならば昼間（6時～22時）ではなく、昼間（6時～<u>20時</u>）でなければならない。</p>	<p>日曜日及び休日については、工事関係車両は運行しない計画です。平日及び土曜日の22～6時については、大型部品（風力発電機等）の輸送のため、大型輸送車両は1日当たり最大3台程度を一定期間の数日のみ運行する計画です。</p> <p>以上のことから、日曜日及び休日における工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響はなく、平日及び土曜日の22～6時における工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響は極めて小さいと考えられることから、道路交通振動の現地調査期間は平日及び土曜日の6～22時で適切と考えます。</p> <p>工事用資材等の搬出入に伴う振動の評価は、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく時間区分により、昼間（7～20時）及び夜間（6～7時、20～22時）で実施するため、方法書第6章の「第6.2-2表 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」の記載内容は適切と考えます。</p> <p>なお、準備書においては、工事関係車両は日曜日及び休日に運行しない計画である旨を記載します。</p>

3. 水環境

	意見の概要		事業者の見解
43	<p>17 地下水質で田原市伊良湖町は環境基準超過の前歴。</p> <p>配慮書への意見 40 『「2018（平成 30）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県、2019 年）によると、2018 年度における事業実施想定区域及びその周囲の地下水の水質は、定期モニタリング調査…が 1 地点で行われており…硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 5.7mg/L と環境基準 10mg/L が示してあるだけであるが、継続的な監視をするという調査の性格上、その経年変化を記載すべきである。愛知県環境局の環境データ検索システムから調べると、2006（H18）年度の概況調査で、30mg/L と環境基準 10mg/L の 3 倍あり、翌年からその発端井戸で定期モニタリング調査を続けており、図のような変化をしている。2018 年度だけを見ると 5.7mg/L と環境基準に適合しているが、前年の 2017 年度は 42mg/L と過去最大で環境基準の 4 倍を超えて…最新資料で 2019（令和元）年度は 7.0mg/L と、また上昇を始めている。もし方法書を作るとすれば、経年変化を追加し、また、最新の資料として 2019 年度の調査結果まで含むべきである。また、その地点が計画地とどの程度離れているかが理解できるように住所と地図を追記すべきである。造成工事に伴う排水や掘削土からの浸出水に硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が含まれるおそれを判断できるようにすべきである。』に対する見解は“対象事業実施区域およびその周辺における定期モニタリング調査結果について、2015～2019 年度の経年変化について…記載しました。なお、調査地点について調査機関の愛知県に確認したところ、位置情報は個人情報を含むことから非公表とされており、地図等にお示しすることはできません。” p342 とある。</p> <p>定期モニタリング調査（伊良湖町）の経年変化を追加したことは評価できる。しかし、概況調査（小中山町）は 2.5mg/l であり、伊良湖町 7.0mg/l より若干低い程度であり、環境基準の 10mg/l に近い値と言える。この地域の地下水は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が含まれるおそれがあるため、造成工事による排水や掘削土からの浸出水に十分な環境保全措置を講じるべきである。</p> <p>また、調査地点位置については井戸という個人所有のため、特定できるような住所等は公開できないが、県の調査結果では右図のように「地下水調査地点図」として、おおまかな地点は判断できるようにしている。この図ぐらいは記載して、理解しやすいようにすべきである。ここまでは公表してよいとする重要な資料であるため意見概要で省略しないことを求める。</p>		<p>地下水の硝酸性窒素汚染の主な原因は、生活排水、家畜排泄物の不十分な処理及び農地における窒素肥料の溶脱であり、対象事業実施区域及びその周辺に限らず、多くの地下水調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されています。</p> <p>本事業においては、工事中の仮設トイレを汲み取り式で対応するとともに、手洗い等の排水については適切に排水処理を行うことで、地下水への影響の低減に努めるとともに、工事の実施に伴い発生する濁水やアルカリ排水については、各風車基礎工事施工ヤードに設置したタンクに貯留し、排水処理装置にて適切に処理を行った後、海域へ排出する計画です。</p> <p>また、地下水の水質調査地点は、準備書において必要に応じて図示いたします。</p>
44	<p>21 環境影響評価項目の選定で水質を追加すべき</p> <p>環境影響評価の項目の選定で水質（水の濁り）を選定しない理由で“水域への工作物の設置及びしゅんせつ工事等の水底の改変工事はおこなわず、底質の攪拌が想定されないため、建設機械の稼働による水質への影響を受ける可能性がないことから、評価項目として選定しない。” p260 とあるが、事業計画の風車基礎工事では“鋼矢板等により基礎の周囲に土留を行い、水の流出を防止するとともに、掘削やコンクリート打設時において発生する工事中の排水については、タンクに貯留し、排水処理施設で適切に処理を行った後に海域に排出する計画である。” p14 と排水処理施設後に海域に排出する計画であり、「水の濁り」をどの程度処理するかが明らかでなく、pH 調整なども不明で、“水質への影響を受ける可能性がない”とは断定できない。</p> <p>また、右図上のように、施工ヤードは防波堤から 230m 程度海側の工事用道路に沿って 20m 海側に接し、汀線までは 10m 弱しかない。</p> <p>（ただし、「標準的な風車組立ヤードの概要」 p15 右図下では、堤防道路から汀線までは約 40m 強と同じ標準的なヤードなのに食い違っているが、ヤードから汀線まではぎりぎりという状況は同じである。右図の上下は省略しないこと。方法書がいかに食い違っているかの証明である。）</p> <p>こうしたことから、施工ヤードの造成、風車基礎の掘削による海域への影響は環境項目として設定し、予測、評価、環境保全措置を検討すべきである。</p>		<p>環境影響評価の項目の選定結果は、方法書第 6 章「6.1 環境影響評価の項目の選定」の「第 6.1-2 表 環境影響評価の項目の選定」に示したとおりです。施工ヤードの造成、風車基礎の掘削による海域への影響については、造成等の施工時に排水があることを考慮した結果、造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りを環境影響評価の項目に選定しております。</p>

4. その他の環境

	意見の概要	事業者の見解
45	<p>20 環境影響評価の項目の選定で土壌を追加すべき 環境影響評価の項目で土壌が選定されていないが p258、この地域の地下水が硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で汚染されていることは確実であり、その地下水により土壌汚染も考えられるため、環境影響評価の項目の選定で土壌（工事の実施）を追加し、基礎工事の掘削工事による土壌の溶出試験、含有量試験を行い、土壌汚染の状況を確認すべきである。また、基礎工事の土壌調査は発電施設ごとに実施すべきである。そのうえで、評価の手法で「国または地方公共団体による基準または目標との整合性の検討」として、「土壌汚染に係る環境基準」を追加すべきである。</p>	<p>環境影響評価の項目の選定に当たっては、「発電所アセス省令」及び「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）を参考としており、土壌は風力発電事業に係る参考項目として設定されていません。また、本事業において土壌汚染を生じるような物質を取り扱うことは想定されないことから、環境影響評価項目として土壌を選定していません。 なお、本事業の実施に当たっては、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づき、適切に対応してまいります。</p>
46	<p>36 風車の影の調査地点が不明 風車の影の調査地域が、“各風力発電機から 2km の範囲とする。” p284 と範囲でしか示さず、調査地点は“調査地域内の風力発電機設置位置に近い住宅等とする。” p284 は地点位置も数もわからず、意見も出せない。騒音、低周波、振動のように、現地調査、予測調査ともに具体的な地点を示すべきである。日影図だけを予測しておしまいではいけない。 また、現地調査の基本的な手法では、“現地調査…土地利用、地形、建物の配置及び植栽等の状況を把握し、最寄りの風力発電機を視認できる可能性について調査” p284 とあるが、地形には土地の高低差が分かる「標高」を追加すべきである。さもないと水平面での風車の影という非現実的な予測となる。</p>	<p>風車の影の現地調査は、風車の影の日影図による定量予測を実施後、その予測結果に基づき生活環境に及ぼす影響が相対的に大きい住宅を対象に調査を実施する計画であるため、具体的な調査地点は、準備書にお示しします。 「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）によれば、風車の影に係る調査すべき情報として、地形の状況が示されています。地形の状況に関する文献その他の資料調査において、対象事業実施区域及びその周辺の標高を調査し、調査結果を準備書にお示しします。また、調査した標高の情報は、風車の影の予測条件に反映する計画です。</p>
47	<p>37 風車の影の評価は環境省の指針値のどれ 風車の影の評価で“(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討…“風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（環境省 2013 年）に記載されている指針値との整合性が図られているかを検討する。” p284 とある。これは新田原風力発電所方法書（2021 年 1 月 13 日）で「国…基準又は目標との整合性」の項目が含まれていないことと比べ、少しは前進している。 しかし、この出典で示されている指針値は、右表（省略しないこと。方法書の不備を示す資料である。）のように海外のガイドラインで定められている指針値であり、どれを選択する予定かぐらいは示さないと、意見も出せない。 なお、配慮書への意見 52『風車の影の予測結果を何と比較して評価するかを示すべきである。国内では風車の影についての基準は定められていないことから、…諸外国の調査、予測、評価手法、暴露時間の指針値、環境保全措置などは配慮書段階では、国内外を含めてしっかりと文献調査をすべきである。…』に対する見解は“風車の影の調査、予測及び評価の手法は、方法書第 6 章…に記載しました。” p346 とあるが、非常に不親切な見解である。インターネット閲覧は 1 章ごとに分割されているため、また目次に戻り、第 6 章を開きなおさなければいけない。この見解では『意見に従い、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」に記載されている指針値との整合性が図られているかを検討することにしたことを、第 6 章に記載しました。』とすべきである。</p>	<p>風車の影の評価は、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、2013 年）に示されているドイツのガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと」を参考に行う計画です。 準備書においては、具体的な指針値を参考に評価を行う旨を記載します。</p>

	意見の概要		事業者の見解
48	<p>38 風車の影の予測は早朝、日没時行うこと</p> <p>風車の影の予測対象時期等は“すべての風力発電機の運転が定常状態になる時期として、年間、冬至、夏至、春分及び秋分とする。” p284 としかない。日影図などは規制対象時間が冬至の 9～16 時など限定されているが、風車の影の場合は、早朝や日没時に水平に差し込む陽ざしが遮られるため、非常に迷惑感がある。1 日の日照時間が短い 10 時間 40 分しかない冬至はもちろんのこと、日照時間が 14 時間以上ある夏至でも、早朝 4 時 40 分の日の出直後、19 時の日没直前などでも、ローターが回転するたびに日光がさえぎられ、フラッシュを 5 秒ごとにたかれたように、生活に大きな影響を与える可能性がある。“設置可能性範囲から概ね 2km の範囲”に限定せず、また、調査地点は“発電機設置位置に近い住宅等”に限定せず。日の出、日没時に視認できる地点で正確に予測・評価すべきである。</p> <p>なお、配慮書への意見 50 『*風車の影の予測結果は、騒音・低周波音と同じで、地区ごとに発電機からの距離別に何戸あるかというだけであるが…定量的な予測をすべきである。…すぐ予測できるはずであり、原則は日照障害の予測手法で、$h = \sin^{-1}(\sin \phi \cdot \sin \delta + \cos \phi \cdot \cos \delta \cdot \cos t)$、$A = \sin^{-1}(\cos \delta \cdot \sin t / \cos h)$、$L = H \cdot \cot h$ などの基本式により、風車の影を予測できる。この作業さえ実施せず、騒音と全く同じ論理で予測結果を記載するのは配慮書とは言えない。』に対する見解は“風車の影の調査、予測及び評価の手法は、方法書第 6 章…に記載しました。” p345 とあるが、意見には答えていない。簡単に定量的予測ができるのに、配慮書ではその作業をせず、定性的な予測に終わったことを批判しているのであり、見解の修正を求める。</p>	<p>風車の影の予測条件は、「第 5 回風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会資料 資料 4 他の環境影響（シャドーフリッカー）に関する調査、予測及び評価について」（環境省、2011 年）に示されているドイツのガイドラインを参考とし、日の出から日没までの太陽高度が 3 度以上の全ての時間帯とする計画です。</p> <p>風車の影の予測範囲は、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、2013 年）に示されている海外のアセス事例の中で最も広範囲であるデンマークの事例より、風力発電施設から 2km の範囲としました。</p> <p>風車の影の現地調査は、風車の影の日影図による定量予測を実施後、その予測結果に基づき生活環境に及ぼす影響が相対的に大きい住宅を対象に調査を実施する計画であるため、具体的な調査地点は、準備書にお示しします。</p> <p>「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013 年）には、計画段階配慮事項に係る風車の影の調査、予測及び評価の手法は示されていませんが、騒音・超低周波音の調査、予測及び評価の手法として、事業計画地から被影響対象（集落、学校、病院、住居系用途地域等）までの離隔距離を指標する手法、事業計画地から一定の範囲内に存在する被影響対象（集落、学校、病院、住居系用途地域等）の数や量又は範囲を指標とする手法が示されています。風車の影は、騒音と同様に、風力発電機からの距離に依存して影響が小さくなるため、調査、予測及び評価の基本的な手法は、騒音と類似すると考えます。以上のことから、配慮書の記載内容は適切と考えます。</p>	
49	<p>41 風車の影の評価結果は、あまりにも一般的</p> <p>配慮書への意見 51 『風車の影の予測手法は、騒音・低周波音と全く同じで“…位置関係（距離）及び分布状況を整理した。”というだけであり、風車の影の予測さえ行っていない。…評価結果として“配慮が特に必要な施設及び住宅等までの最短距離は、A 案が約 0.6km、B 案が約 0.7km である。…A 案は B 案より風力発電機の配置に留意が必要であると評価する。”と…分かり切っていることが書いてあるだけである。また、“今後の環境影響評価手続きにおいて…位置関係に留意して風力発電機の機種、基数や配置計画等を検討し、風車の影の定量的な予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。”とあるが、これは環境影響評価の手続きを書いただけである。“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保全措置として挙げているのは、機種、基数、配置計画だけであり、…風車の影（シャドーフリッカー）が生じる早朝や夕方などの時間帯に風車の稼働を一時的に停止する。などの環境保全措置を講ずることを例示すべきである。また、…遮光カーテン、シャッター、植栽等を設置するなどの代償措置も示すべきである。』に対する見解は“風車の影の調査、予測及び評価の手法は、方法書第 6 章…に記載しました。今後、調査及び予測結果並びに最新の知見を踏まえ、環境保全措置を検討していきます。” p346 とある。簡単に定量的予測ができるのに、配慮書ではその作業をせず、定性的な予測に終わったことを批判しているのである。見解の修正を求める。</p> <p>また、次の段階の準備書で、環境保全措置として、機種、基数、配置計画だけではなく、風車稼働の一時的停止も含め、さらに代償措置として遮光カーテン、シャッター、植栽等を検討すべきである。</p>	<p>「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013 年）には、計画段階配慮事項に係る風車の影の調査、予測及び評価の手法は示されていませんが、騒音・超低周波音の調査、予測及び評価の手法として、事業計画地から被影響対象（集落、学校、病院、住居系用途地域等）までの離隔距離を指標する手法、事業計画地から一定の範囲内に存在する被影響対象（集落、学校、病院、住居系用途地域等）の数や量又は範囲を指標とする手法が示されています。風車の影は、騒音と同様に、風力発電機からの距離に依存して影響が小さくなるため、調査、予測及び評価の基本的な手法は、騒音と類似すると考えます。</p> <p>風車の影の定量的な予測及び評価結果は、風力発電機の機種、規模、配置計画等を踏まえ、準備書にお示しします。</p> <p>また、風車の影に係る具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、準備書にお示しします。</p>	

意見の概要	事業者の見解
<p>50 39 地形及び地質の予測結果は予測条件を明確に 配慮書への意見 48『予測手法で…突然「風力発電機設置想定範囲」という単語が出てきたが、これでは事業実施想定区域約 39ha と風力発電機設置想定範囲（A 案が約 7ha、B 案が約 9ha）が同じ単語と勘違いしてしまう。風力発電機設置想定範囲は…定義を明らかにし、A 案より B 案が 2ha 多くなる理由を明記すべきである。』に対する見解は“風力発電機設置想定範囲は、風力発電機の設置を想定するうえで、最大となる面積を示しており、変更面積を示したものではありません。方法書以降の手続きにおいて、詳細な事業計画について検討していきます。” p345 とある。しかし、方法書の事業計画から推定すると、標準的な風車基礎工事施工ヤードの概要（杭打ち）（予定）p14 では 20m×60m=1200m²=0.12ha、5 基分で 0.6ha、標準的な風車組立ヤードの概要（予定）p15 では 40m×170m=6800m²=0.68ha、5 基分で 3.4ha となるが、風車組立ヤードを含めても、配慮書の「風力発電機設置想定範囲」9ha より小さくなる。風車組立ヤード以外に必要な面積とは何を指すのか。変更面積ではないとしたらどのような作業をするのか、それも説明しないのでは、調査、予測項目が不足するかどうかはわからず、意見も出せない。</p>	<p>風力発電機設置想定範囲は、配慮書段階で風力発電機の位置を検討するに当たって設定した範囲であり、配慮書における地形及び地質の予測結果は、風力発電機設置想定範囲の全域を変更した場合の面積及び割合を示しています。風力発電機は、風力発電機設置想定範囲の限られた場所に配置することから、実際の変更面積は配慮書で示した予測結果を大幅に下回ることになります。</p> <p>本事業の実施に当たっては、工事用道路工事、風車敷地造成工事、風車基礎工事、風車組立工事等を計画しておりますが、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年）を参考に、地形改変及び施設の有在に伴う重要な地形及び地質を環境影響評価項目として選定し、風車基礎、風車タワーが存在することによる地形への影響について、今後、調査、予測及び評価を行い、準備書にお示しします。</p>
<p>51 40 地形及び地質は環境保全措置を明確に 配慮書への意見 49『地形及び地質の予測は“…既存資料により調査した。”…だけであり、評価結果として“…重要な地形及び地質の西の浜（浜堤）の一部が風力発電機設置想定範囲に存在するが、…占める割合は約 5～9%であり、…変更面積は可能な限り最小限に留めることから…重大な影響はないと評価する”…というものであり、…他の 6 項目のように“今後の環境影響評価手続き…定量的な予測…適切な環境保全措置を検討…重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する”が記載してない。</p> <p>その理由としている“環境配慮事項や環境保全措置”はどこにも記載がない…“重大な影響はないと評価する”のは論理的に成立しない。重大な影響が生じる可能性があるとして、変更面積を最大限少なくすることを環境配慮事項や環境保全措置として明記すべきである。』に対する見解は“地形及び地質の調査、予測及び評価の手法は、方法書第 6 章…に記載しました。” p345 とあるが、全く意見に答えていない。意見は「変更面積を最大限少なくすることを環境配慮事項や環境保全措置として明記すべき」である。見解を修正すべきである。</p>	<p>地形及び地質に係る具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、準備書にお示しします。</p>

5. 動物

	意見の概要	事業者の見解
<p>52 18 バードストライクの状況（全国、事業区域周辺）を調査すべき 配慮書への意見 41『サシバ、ノスリの渡り経路が、事業実施想定区域と重なっているため、バードストライクの全国的な状況を調査および、当該地での既設風力発電所での実績を調査すべきである。また、これらの風力発電施設の累積効果を防止するため、周辺で稼働している3社・12基の既設風力発電所での、バードストライク状況について配慮書段階で調査し、その概要を追加し、季節別回数、鳥類名等を示すべきである。…』に対する見解は“方法書以降の環境影響評価図書への記載を検討しております。また、方法書以降の手続きにおいて、バードストライク等への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討していきます。” p343 とあるが、今回の方法書でも、鳥類の調査は生息状況と渡りルートだけであり、バードストライク状況は調査されていない。このため、バードストライクに対応する調査方法か、予測手法かなどについては意見が出せない。 図書への記載を検討するというあいまいなことではなく、最終的な評価書ではなく、次の段階の準備書で必ず、バードストライクの状況（全国、事業区周辺）を調査したうえで、必要な予測、評価をし、意見を受け取れるようにすべきである。</p>	<p>鳥類の予測及び評価に当たっては、全国及び対象事業実施区域周辺におけるバードストライクの衝突事例に関する情報の収集に努め、現地調査結果及び専門家の指導・助言も踏まえ、その結果を準備書にお示しします。</p>	
<p>53 35 風車によるバードストライクの基本的文献調査がない 風車の稼働による動物の調査の基本的手法で“【文献その他の資料調査】…レッドデータブックあいち 2020—動物編—…等による情報の収集及び当該情報の整理を行う。” p286 とあり、貴重種の存在可能性を調査するだけであるが、本来は配慮書段階の文献調査でバードストライクや移動の障壁について、調査し、事例、原因究明、防止対策などしっかりと方法書を確認すべきである。 例えば、風車の羽や支柱に鳥が衝突死したり、風車が並ぶと鳥が回避して移動ルートとして利用できない事例や、モーションスミア現象（猛禽類は回転しているブレードから約10km以内に近づくと見えなくなる）を検討する必要がある。</p>	<p>鳥類については、バードストライクに関する既存の情報並びに現地調査結果及び解析結果を踏まえて予測・評価を行った上で、専門家の指導・助言を踏まえ、影響を回避又は低減するための環境保全措置について必要に応じて検討していきます。</p>	
<p>54 42 動物（哺乳類（コウモリ類））の調査手法はあいまい 配慮書への意見 11『コウモリの捕獲調査について…配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。…捕獲したコウモリは、麻酔をせず、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放散すべき……』に対する見解は“方法書第6章…に記載しました。調査手法の検討に当たっては、コウモリ類の専門家からの指導、助言を踏まえ選定しました。” p337 と、当たり前の手続きを記載しただけで、不十分である。意見は、コウモリの捕獲調査をすることを前提としているが、動物の現地調査は直接観察調査、自動撮影調査、小型哺乳類捕獲調査、コウモリ類生息状況調査（音声探査調査、高度別飛翔状況調査）だけであり、コウモリの捕獲調査は行わないことになっている p286。それにも関わらず見解では、6章に書いてあると勘違いするような表現である。意見のコウモリの捕獲調査は～の理由で行わないと記載すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、配慮書に対する一般の意見 11 の事業者の見解は、以下のとおり表現を改めます。 コウモリ類の専門家から「対象事業実施区域及びその周辺において、コウモリ類を捕獲できる可能性は低く、場合によっては、捕獲しなくて良い。音声探査調査の回数を増やす等により生息状況を把握すること。」とのご指導、ご助言を踏まえ、成功率の低い捕獲調査は実施しないこととしました。その代わりに、音声探査調査の実施回数を増やすことにより、コウモリ類の生息状況の把握に努めることとしました。</p>	
<p>55 43 動物の調査期間は2018年だけ 配慮書への意見 55『渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書 p189 によれば、調査期間は各季節に1回（一般鳥類は初夏季を追加）、哺乳類相、鳥類相（一般鳥類と渡り鳥）、爬虫類相、両生類相、昆虫類相を調査しているが、調査時期は 2018年2月～2018年10月までであり、着工前の状況であり、工事中、稼働後の状況は調べていない。渡り中のサシバ（秋季9月30日の53羽、春季3月27日～4月3日連日で30羽）がバードストライクにより、風車による衝突死が起きたかどうかはわからないので、2019、2020年の調査を継続し、公表されたい。』に対する見解は“動物の調査、予測及び評価の手法は、方法書第6章…に記載しました。” p347 とあるが、全く意見に答えていない。第6章で動物の調査を1年以上にわたり行うのは当たり前である。意見の主旨は「方法書による調査を補完するため、渥美火力発電所…環境影響評価報告書は着工前の状況であるため、工事中、稼働後の状況、特にサシバのバードストライクを2019、2020年継続調査し、公表することを求めたものである。この意見に対し、見解の修正を求める。</p>	<p>あつみ風力発電所は、2020年1月着工、風車組立工事は2021年秋以降に行い、2021年度の運転開始に向けて建設工事を進めております。そのため、方法書の公告時点ではバードストライクに関する情報収集は実施できておりません。 今後、当社並びに他事業者による稼働中、建設中及び計画中の風力発電所について、バードストライクに関する情報の収集に努めてまいります。</p>	

	意見の概要	事業者の見解
56	<p>44 渡り鳥の飛翔経路は定点調査だけ</p> <p>配慮書への意見 54 『渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書では“調査定点付近を通過する渡り鳥の飛翔ルート等を記録した。” p188 とあるが…従来のような、任意観察調査、ポイントセンサス法による調査では不十分であるため、配慮書の段階で説明しておく必要がある。現に調査結果の飛去時高度は M（対地高度 26m 以上 143m 未満）や H（対地高度 143m 以上） p194,195 という程度しかわからない。』に対する見解は“渡り鳥に係る調査、予測及び評価の手法は、方法書第 6 章…に記載しました。” p347 とあるが、全く意見に答えていない。意見の主旨は「配慮書段階の任意観察調査、ポイントセンサス法による調査での評価は不十分である。現に調査結果の飛去時高度は M（対地高度 26m 以上 143m 未満）や H（対地高度 143m 以上）程度しかわからない。」である。見解を修正すべきである。</p> <p>今回の方法書の渡り鳥調査方法は、下表のように①定点観測のほか、②IC レコーダー、③レーダー観測調査を追加しているが p289、①定点観測は飛翔経路、飛翔高度等を記録するとあっても、目視であり、配慮書段階の調査と同様に高度は H,M,L 程度を想定するだけである。②IC レコーダーは、夜間にも調査することは評価できるにしても、鳴き声を記録するだけで、観測数、飛翔経路、飛翔高度は不明である。③レーダー観測調査だけは「鉛直観測及び水平観測を実施し、飛翔高度及び飛翔軌跡を記録する。」とあるので、それなりに信頼できる調査になると思われるが、レーダー捕捉の前の個体の同定をどのようにするのか、方位分解能、距離分解能、高度分解能をどう考慮するかの記載がない。たとえば、水平ビーム角度を 1.23 度とすれば、方位分解能の概算は、$\sin(1.23 \text{ 度}) \times \text{距離}$で、1000m での分解可能間隔は 21.5m となる。距離分解能 (R) は、送信パルス幅 (τ) に依存し、$R=150 \times \tau$ の関係があり、パルス幅が 0.08μs の場合は距離分解能は 12m となる。距離毎の高度分解能は垂直ビーム角度を 20 度とすると、$\sin(\text{垂直ビーム角度}) \times \text{距離}$で、1000m での分解可能間隔は 347m となる（鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き：資料(9) 船舶レーダの特性について）。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省 2015 年修正）で、「従来、目視等による調査では、飛翔高度をはじめ断崖や山陵線からの離隔距離等を精度良く把握することが難しかった。これらは以下に述べる光学機器等によって観測できる。…捕捉作業に入る前に、トランシーバを用いて、羽ばたき、滑翔、旋回等を相互確認しながら、同一個体と判断された後に、捕捉作業を開始する必要がある。」などを参考に、個体の同定方法、観測数を明記した調査方法とすべきである。</p> <p>また、特に既設風車、計画風車周辺の行動等を綿密に調査し、風車位置の通過例数と割合を調査すべきである。</p>	<p>「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書」（中部電力株式会社、2019 年）において、渡り鳥については、定点を配置して目視観察を行うとともに、レーザー測速システムを使用して飛翔位置及び飛翔高度を記録しました。配慮書及び方法書の第 4 章には、この現地調査結果に基づいた飛翔位置及び高度区分 (L、M、H) を記載しました。レーザー測速システムは、本事業の環境影響評価の鳥類のうち猛禽類及び渡り鳥の現地調査でも使用する予定です。</p> <p>IC レコーダーによる夜間調査は、夜間に渡る鳥類の種構成を把握するために実施します。</p> <p>また、レーダー観測調査については、目視観察を同時に行うことで、軌跡毎の種及び個体数を記録します。</p> <p>なお、現地調査では、既設風車に対する鳥類の反応も記録、把握した上で、予測及び評価を行います。</p>
57	<p>45 鳥類の衝突の定量的予測手法を明確に</p> <p>動物の予測の基本的な手法で、“鳥類の衝突の可能性に関しては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省…）等に基づき、衝突確立モデルを用いて定量的に年間予測衝突数…予測する。” p288 とあるが、この手引きには明確な予測式は示されておらず、第 3 章参考とすべき事項の、3-3 衝突リスクで“飛翔頻度と衝突リスクに一定の相関があることが示唆されていた…。回帰式については、飛翔頻度と死亡個体数の分布のばらつきが大きく、また、ケースによって調査結果が異なることが当然考えられるので、実際のリスクの予測の際にはこれらの既存の回帰直線式を安易に引用せず、ケースごとに調査を行うことが肝要である。”として、以下のような様々な図（省略しないこと。ばらつきが大きいことの証明である。）が示されている。</p> <p>Smallwood&Thelander(2004)…飛翔頻度と衝突リスクに一定の相関…猛禽類の死亡率も、全鳥類のものと同様、定点調査における出現頻度と有意な相関が認められた（図 3-19 の 2）。</p> <p>環境省（2008a,2009a,2010a）を用いて行った。ここでは 4 サイトで 64 本の風車について、鳥類飛翔頻度と風車近傍の死骸調査を原則毎月 1 回およそ 2 年にわたって調査している。サイト別・鳥類種別の飛翔頻度と推定衝突数の間には、明瞭な相関関係は認められなかった（図 3-21）。風車近傍の全鳥類の飛翔頻度と各風車の推定衝突率についても、明瞭な相関は示唆されなかった（図 3-22）。サイト毎に死骸が発見された種に 1 を与え、発見されなかった種に 0 を与えてロジスティック回帰分析を行った結果、飛翔頻度が高くなるにつれ衝突が発生し易くなる傾向が示唆された。これは分類群毎にモデルを作成したところ、さらに適合性が良くなった（図 3-23）。飛翔頻度が高くなるにつれ、衝突が発生し易くなる傾向が示唆された（図 3-24）。</p> <p>これらのどの手法を用いるのか、それとも、ケースごとに調査を行う予定なのか、定量的に予測するという以上、方法書ではその推定方法を明記すべきである。これでは「調査、予測及び評価の手法」とは言えず、意見も出せない。その具体的な予測手法を明記して、再意見を求めるべきである。</p>	<p>鳥類の衝突回数の推定手法については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011 年、2015 年修正版）の第 5 章 資料 (12) に記載されています。予測においては、本資料で環境省が提示するモデル及び「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」（由井・島田、2013 年）に基づくモデルを用いる予定です。</p>

	意見の概要	事業者の見解
58	<p>46 動物の評価は配慮事項不足 配慮書への意見 57『動物の評価結果では“…<u>重大な影響が生じる可能性がある</u>と予測する。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて…風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し、…予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。”とあるが、風力発電機の配置計画や改変区域等の検討だけで、渡り経路への影響を解消はできない。適切な環境保全措置として、ゼロオプションを基本として、機種、基数の削減などの具体的措置を検討すべきである。』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、…調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。』p348 と、当たり前の手続きを記載しただけで、不十分である。意見の主旨は「機種、基数の削減などの具体的措置」を求めている。適切で具体的な環境保全措置を含めた見解に修正することを求める。</p>	<p>今後、現地調査により現状を把握し、専門家等の指導・助言を踏まえた環境への影響予測を行った上で、具体的な環境保全措置について検討していきます。</p>
59	<p>47 渡り鳥へ重大な影響はない？ 配慮書への意見 58『予測結果で“…サシバやハチクマ等の猛禽類及び小鳥類に渡り経路や伊川津（福江干潟）を利用するシギ・チドリ類等の移動経路又は渡り経路が存在する可能性が考えられることから、施設の稼働に伴うバードストライク等の影響が生じる可能性がある」と予測する。”…なぜ、「<u>重大な影響が生じる</u>」ではなく「<u>影響が生じる</u>」だけとしたのか、理由がわからない。現に、評価結果では“サシバやハチクマ等の猛禽類及び小鳥類に渡り経路や伊川津（福江干潟）を利用するシギ・チドリ類等の移動経路又は渡り経路が存在する可能性が考えられることから、施設の稼働に伴うバードストライク等の<u>重大な影響が生じる可能性がある</u>と予測する。”と明記してある。他の項目と同様に、予測結果は「<u>重大な影響が生じる</u>」とすべきである。』に対する見解は“頂いたご意見を踏まえ、方法書以降の環境影響評価図書では、「バードストライク等の<u>重大な影響が生じる可能性がある</u>と予測する」に修正いたします。”p348 と、さすがに間違いを認めた。しかし、下表（省略不可。方法書の不親切さを示す証拠）のように、ページ欄外に「このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書（2020年8月）のものである。（頁番号等は、修正済み）」とあるだけで、この重要な修正は「等」でしか読み取れない。間違えていたので「<u>重大な</u>」を追加したことを明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、配慮書の記載内容を更新した箇所については、準備書において明示するようにいたします。</p>

6. 植物

	意見の概要	事業者の見解
60	<p>19 ハギクソウは事業区域にあるのか明示を 配慮書への意見 42『事業実施想定区域及びその周辺の植物の重要な群落等 p84 が、表の注で“非公表であることから位置は示していない”とあるのはやむを得ないとしても、事業実施想定区域にハギクソウがあるかどうかぐらいは示すべきである。専門家等へのヒアリングの結果で“ハギクソウは、県の希少野生動植物にも指定されており直接改変の回避が必要である。同種は国内でも伊良湖岬周辺の 5 か所でしか見られない貴重な種である。移植も難しいと考える。” p214 とあり、事業実施想定区域にハギクソウがある場合は、計画を断念することがもっとも常識的である。』に対する見解は“「田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区」及び「田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区」の位置は非公表であるため、把握しておりません。” p343 とあるが、意見は非公表であることを承知のうえで、『事業実施想定区域にハギクソウがあるかどうかぐらいは示すべき』というもので、それを繰り返すような見解は不要である。配慮書 p210 では図のように、10 伊良湖小中山ハギクソウ群落が、事業実施想定区域の南 1km 弱のところであり、その群落から派生した株が見つかる可能性が高く、専門家等へのヒアリングで、移植も難しい、直接改変の回避が必要と指摘されているため、方法書の調査でハギクソウの生育が確認された場合には、その地区の計画は断念するという見解が必要である。</p>	<p>今後の現地調査では、ハギクソウの生育確認に努め、ハギクソウの生育が確認された場合には、生育範囲を明らかにした上で、専門家の指導・助言を踏まえ、ハギクソウの生育箇所の直接改変を回避し、対象事業実施区域から除外するよう事業計画の見直しを含め検討していきます。</p>
61	<p>48 植物の評価結果は、あまりにも一般的 配慮書への意見 59『予測結果は“…重大な影響が生じる可能性がある」と予測する。”としながら、評価結果で“これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて…風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し…予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。”とあるが、…環境保全措置として挙げているのは、配置計画や改変区域等だけであり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは明らかである。少なくとも、専門家等へのヒアリングの結果で“ハギクソウは、県の希少野生動植物にも指定されており直接改変の回避が必要である。同種は国内でも伊良湖岬周辺の 5 か所でしか見られない貴重な種である。移植も難しいと考える。”に従い、事業実施想定区域にハギクソウの群落があるかどうかを示し、事業実施想定区域にハギクソウの群落がある場合は、計画を断念すべきである。』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、…調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。』 p348 と、当たり前の手続きを記載しただけで、不十分である。意見の主旨は「ハギクソウの群落がある場合は、計画断念」を求めている。国から指定された伊良湖小中山ハギクソウ群落は事業実施想定区域の南 1km 弱のところ p212 にあるが、その群落から派生した株や群落が見つかる可能性が高く、専門家等へのヒアリング（配慮書 p210）で、移植も難しい、直接改変の回避が必要と指摘されているため、方法書の調査でハギクソウの生育が確認された場合には、その地区の計画は断念するという見解が必要である。適切で具体的な環境保全措置に計画断念を含めた見解に修正することを求める。</p>	<p>今後、現地調査により現状を把握し、専門家等の指導・助言を踏まえた環境への影響予測を行った上で、具体的な環境保全措置について事業計画の見直しを含め検討していきます。</p>
62	<p>49 渥美火力発電所構内における植物調査は事業実施想定区域ではない 配慮書への意見 60『植物について、①文献調査…②渥美火力発電所構内における風力発電事業に係る調査…があるが、この調査範囲は図の赤点線の既設渥美火力発電所内の 2 基の「あつみ風力発電所」から 300m であり、西側半分は既設渥美火力発電所内である。今回の事業実施想定区域内（図の赤実線）には全く及んでいない。このような調査を参考にすることはできない。』に対する見解は“「渥美火力発電所構内風力発電事業」に係る調査範囲は、事業実施想定区域の近傍に位置し、事業実施想定区域内に存在する植物の生育環境と類似する環境を含むものと考えました。” p349 とあるが、右図（省略不可。すでに削除された配慮書で赤点線で調査範囲、赤実線で事業区域が示されている。）のように「近傍に位置し」は正しいが、事業実施想定区域は A 案がクロマツの保安林、B 案が海岸の砂浜であり、全く植生が異なる。これを、事業区域内の植物生育環境と類似する環境を含むという強引なこじつけをする見解は修正を求める。</p>	<p>「渥美火力発電所構内における風力発電事業環境影響評価報告書」（中部電力株式会社、2019 年）における植物の調査範囲の西半分は渥美火力発電所構内ですが、同発電所構内には配慮書における風力発電機設置想定範囲 A 案と同様なクロマツ林が広く分布していることから、調査結果を活用しています。また、配慮書段階の予測は、「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書」（中部電力株式会社、2019 年）の調査結果に加え、その他の利用可能な既存文献の情報も活用しています。</p>

	意見の概要	事業者の見解
63	砂浜植生は回復できる可能性があるとしたが、専門家のもう少し詳しい説明を教えてください。	植物の専門家へのヒアリングでは、砂丘植生は砂の移動が激しい不安定な場所に成立するため、掘削工事等の一時的な変更をしても砂丘植生は 5～10 年もすれば回復するだろうとのご意見でした。
64	4-43 の生息の可能性のある種で記載してある種は、国、愛知県のレッドリストでどのような位置づけされているのか。	国（環境省）及び愛知県のレッドリストでは、種毎に絶滅のおそれの程度に応じたカテゴリー分けをして評価しており、方法書第 4 章の「第 4.3-16 表 事業実施想定区域及びその周辺で生育の可能性のある重要な種」に示した各種は、方法書第 3 章の「第 3.1-46 表 植物の重要な種」において、③（「環境省レッドリスト 2020」にとりあげられているもの）及び⑤（「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020—植物編—」にとりあげられているもの）に示されるカテゴリーに位置付けられています。

7. 生態系

	意見の概要	事業者の見解
65	50 生態系の評価結果は、あまりにも一般的 配慮書への意見 61『生態系の予測結果は“事業実施想定区域においては、…アカギツネ、ハヤブサ等を上位の消費者とする地域を特徴づける生態系が成立していると考えられるため、…地域を特徴づける生態系に重大な影響が生じる可能性がある」と予測する。”としながら、評価結果で“樹林」又は「砂浜等」の改変面積の最小化等を検討し、上位性、典型性等への影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。”とあるが、…改変面積の最小化等だけで生態系への影響を解消はできない。』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、…調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。”p349 と、当たり前の手続きを記載しただけで、不十分である。意見の主旨は「改変面積の最小化等だけで生態系への影響を解消はできない」としている。適切で具体的な環境保全措置を含めた見解に修正することを求める。	今後、現地調査により現状を把握し、専門家等の指導・助言を踏まえた環境への影響予測を行った上で、具体的な環境保全措置について検討していきます。

8. 景観

	意見の概要	事業者の見解
66	51 景観の評価は、あまりにも一般的 配慮書への意見 62『景観の評価として、“…改変区域は最大で全体の約 14% となり、直接改変による重大な影響が生じる可能性がある。…今後の環境影響評価手続きにおいて、景観資源の改変面積の最小化等を検討し、…予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、景観資源に与える重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。”とあるが、景観資源の改変面積の最小化等の検討だけでは景観資源への影響を解消はできない。適切な環境保全措置として、ゼロオプションを基本として、機種、基数の削減などの具体的な措置を検討すべきである。田原中山風力発電所の配慮書に対する知事意見…「騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について…風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられる…事業計画を再検討すること。」と指摘されたことを忘れたかのような措置とは考えられない。』に対する見解は“方法書以降の手続きにおいて、…調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。”p349 と、当たり前の手続きを記載しただけで、不十分である。意見の主旨は「改変面積の最小化等の検討だけでは景観資源への影響を解消はできない。田原中山風力発電所配慮書への知事意見「風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられる…事業計画を再検討すること。」と指摘されたことを忘れないように。」と言うことである。適切で具体的な環境保全措置を含めた見解に修正することを求める。	本事業の実施に当たっては、配慮書に対する愛知県知事の意見を考慮し、現地調査等により主要な眺望点からの眺望景観を確認するとともに、眺望点の利用状況も踏まえ、眺望景観の視覚的な変化について予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、風力発電機の機種、基数、配置計画等を検討することにより、景観への影響をできる限り回避又は低減してまいります。また、景観に係る具体的な環境保全措置については、準備書にお示しします。 なお、(仮称) 田原中山風力発電事業は、当社の本事業の対象事業実施区域周辺において計画されていることから、今後も情報収集に努めてまいります。

環境の保全の見地以外からの意見

	意見の概要	事業者の見解
67	渥美火力の年間稼働日数を教えてください。	渥美火力発電所は、株式会社 JERA が運営する発電所であり、当社とは別会社であることから、年間稼働日数について把握しておりません。

※意見の概要中の図表については、省略させていただきました。

以上